

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 2 4 日

医療・介護連携推進協議会

委員 各位

保健福祉政策部生活福祉課長 石川 裕一

身寄りがない方の入院・入所に関する
世田谷区版ガイドラインの策定について

日頃より、高齢者の権利擁護に関し、ご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 5 月 2 3 日開催の医療連携推進協議会にてご報告致しました「身元保証人が立てられない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドライン（暫定版）」について、このたび、関係機関等からのご意見を踏まえ、内容の充実を図りました。本ガイドラインでは、医療・介護の現場で必要とされる「身元保証」について、世田谷区における定義や考え方、具体的な対応方法、施策や事例等を追加しました。医療機関や介護事業者の皆様と共有することで、「身元保証」等がない方でも必要な医療や介護がスムーズに受けられるよう策定しましたので、下記のとおりご報告致します。

記

1 ガイドラインの内容について

別紙 1 のとおり

2 主な修正点について

- (1) ガイドラインの名称について、「身元保証人が立てられない方」を「身寄りがいない方」に変更
- (2) 「3 ガイドラインの基本的な考え方（P 4）」を追加し、本人の意思決定支援について記載

- (3)「5 医療機関や施設における身寄りがない方への対応(P 6)」において、
「すべての人に意思決定能力があることが推定される」との意思決定支援の考え方を踏まえ、本人の意向を確認することを前提とした上での判断能力の有無による項目設定
- (4) 資料編「6 事例集」の追加
- (5) 資料編「7 対応別の支援事例」の追加
- (6) 資料編「8 関係法令」の追加

【担当】

保健福祉政策部生活福祉課管理係 飯田・小林

電話 5 4 3 2－2 7 6 7

身寄りがいない方の
入院・入所に関する
世田谷区版ガイドライン

令和5年3月

世田谷区

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	身元保証に関する現状と課題	1
(1)	現状	2
(2)	課題	2
3	ガイドラインの基本的な考え方	4
(1)	身寄りがない方の定義（ガイドラインの対象者）	4
(2)	身元保証等の範囲	4
(3)	本人の意思・意向の確認と尊重（意思決定支援）	4
4	身寄りがない方への対応（要約 ※判断能力が不十分な場合）	5
5	医療機関や施設における身寄りがない方への対応	6
(1)	日頃からの備え	6
(2)	緊急連絡先に関する事	7
コラム	「緊急時安心ツール（いのちのボタン等）」と「熱中症予防シート」	9
コラム	お薬手帳を活用した連絡カードの活用について	11
(3)	入院費・施設利用料等に関する事	12
コラム	口座振替サービスについて	14
(4)	退院・退所支援に関する事	15
(5)	入院計画書やケアプランに関する事	16
(6)	入院・入所中に必要な物品の準備に関する事	17
(7)	医療行為の同意について	18
コラム	人生の最終段階の医療やケアについて話し合ってみませんか	19
(8)	遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事	20
6	事前対応策	23
7	おわりに	24
資料編		25
1	成年後見制度	26
(1)	成年後見制度とは	26
(2)	法定後見制度	26
(3)	任意後見制度	26
(4)	申立ての流れ（法定後見制度）	26
(5)	成年後見制度「区長申立て」	27
(6)	成年後見制度申立費用助成（令和5年4月から開始）	27
(7)	成年後見制度報酬助成	27
2	あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）	28
(1)	あんしん事業とは	28

(2) 事業内容.....	28
(3) 利用料金.....	29
3 特別養護老人ホーム向けアンケート結果.....	30
4 関係機関窓口一覧.....	32
5 各種様式.....	36
(1) お薬手帳を活用した連絡カード（表・裏） 詳細は11ページ参照.....	36
(2) 熱中症予防シート（裏） 詳細は9ページ参照.....	37
(3) 緊急時安心ツール（【例】命のバトン 表） 詳細は9・10ページ参照.....	38
(4) 緊急時安心ツール（【例】命のバトン 裏） 詳細は9・10ページ参照.....	39
6 事例集.....	40
7 対応別の支援事例.....	54
(1) 緊急連絡先に関すること.....	54
(2) 入院費・施設利用料等に関すること.....	55
(3) 退院・退所支援に関すること.....	56
(4) 入院計画書やケアプランに関すること.....	59
(5) 入院・入所中に必要な物品の準備に関すること.....	60
(6) 医療行為の同意について.....	61
(7) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること.....	62
8 関係法令.....	62
(1) 医療機関の関係法令.....	62
(2) 介護施設の関係法令.....	63
9 各種ガイドラインおよび報告書.....	64
10 策定にあたりご協力いただいた会議体等.....	65

1 ガイドラインの目的

厚生労働省からの通知（平成30年4月27日）では、身元保証人等がいないことのみを理由に入院や入所を拒否してはならないとされていますが、医療・介護の現場において、病院の転院や退院、施設利用等の際に「保証人」がいないことで、必要な医療や介護サービスの利用に時間を要するなど、区民にとって「保証人」が足かせになっている事例があります。

本ガイドラインは、医療・介護の現場で必要とされる「身元保証」について、世田谷区における定義や考え方、具体的な対応方法、施策や事例等を示し、医療機関や介護事業者等と共有することで、必要な医療や介護がスムーズに受けられるよう身寄りがない方の権利を擁護し、また、身寄りがない方に関わる支援者の負担を軽減することを目的に作成いたしました。

今後とも、このガイドラインについて関係者間で繰り返し協議し、世田谷区内の仕組みが確立できるように、検討を重ね、ガイドラインの内容を充実させる必要があります。

なお、このガイドラインは、次の方々との共通認識を得ることができるよう作成しています。

※「身元保証」における課題は、地域全体で取り組んでいく必要があり、実務担当者に限らず、経営層（管理職、経営者）も含めた認識が非常に重要となります。

- (1) 支援に関わる行政職員
- (2) 医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）等の医療関係者
- (3) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
- (4) 介護や障害などの事業者職員
- (5) 区民

◇ガイドライン作成の経緯

令和元年7月の全区版地域ケア会議（世田谷区地域保健福祉審議会）において、「身元保証人が立てられない方の入院・入所について」をテーマとして取り上げ、会議では、「テーマの困難性から、すぐには解決できないが、まずは世田谷区版ガイドラインを作成してはどうか」との意見をいただき検討を始めました。

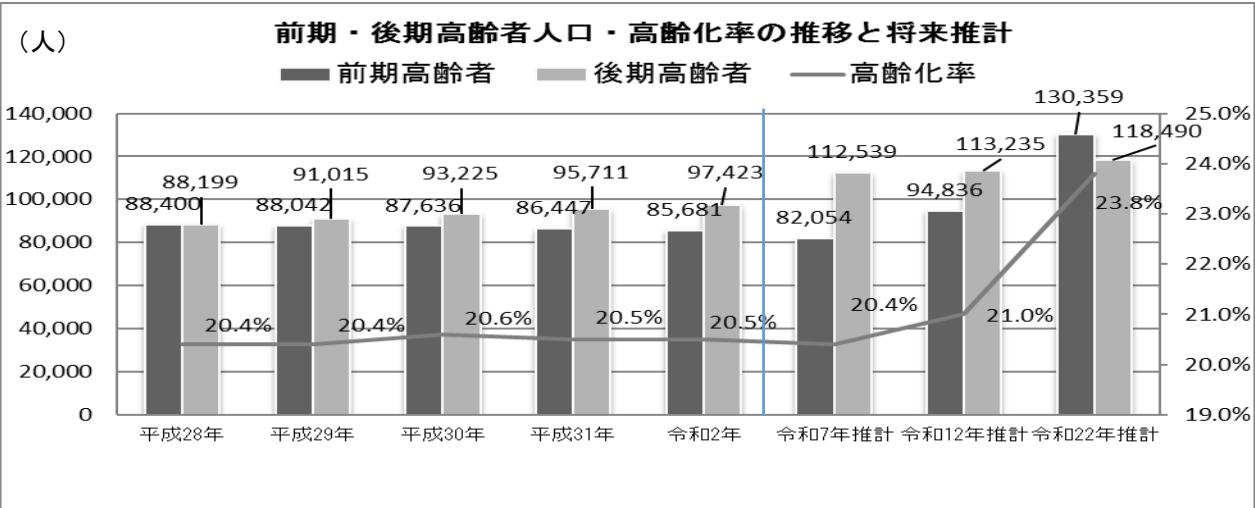
2 身元保証に関する現状と課題

医療・介護の現場では身元保証人や身元引受人など、さまざまな「保証人」

が求められていますが、その内容は施設・病院ごとに異なるなど、明確でないのが現状です。施設へのアンケートや病院へのヒアリング等を通して、医療・介護の現場での身元保証について、現状と課題を整理しました。

(1) 現状
高齢者の状況

- 全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率とも増え続けています。



第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より引用

- 65歳以上の高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が33.0%、高齢者のみ世帯の人が37.5%を占め、合計では70%を超えております。

※その他世帯…65歳未満の家族と同居する高齢者

	単身世帯	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口	高齢者人口計
65歳以上人口	60,911人	69,337人	54,446人	184,694人
75歳以上人口	38,785人	36,446人	22,976人	98,207人
85歳以上人口	18,357人	9,566人	6,686人	34,609人

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より引用

(2) 課題

- 我が国では、少子高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加とい

った状況がみられます。

世田谷区においても、高齢化率は20%を超え、65歳以上の高齢者世帯状況を見ると70%以上が高齢者のみで生活している実態がわかりました。

これまで多くの医療機関では、家族等がいることを前提として、判断能力が不十分な人の手術等について家族等に同意書へのサインを求める運用や、入院費等の支払い、緊急時の連絡等の役割を果たす「身元保証」を求めてきた現状があります。

現在は、人間関係が希薄化し、社会的に地域で孤立している人も見られます。

このような状況を踏まえ、関係者の方々への身元保証に関するアンケートやヒアリングにより、以下の事項について検討すべき課題が改めて浮き彫りとなりました。

- ①緊急連絡先
- ②入院費・施設利用料の支払い代行
- ③生存中の退院・退所の際の居室等の明け渡しや、退院・退所支援に関すること
- ④入院計画書やケアプランの同意
- ⑤入院・入所中に必要な物品を準備する等の事実行為
- ⑥医療行為（手術や検査・予防接種等）の同意
- ⑦遺体・遺品の引き取り・葬儀等

※①～④は成年後見制度を利用することで、上記の課題に対応できることもあります。制度の利用に関しては26ページ参照。

更に、ヒアリングや各協議会の中で、上記①～⑦の課題に直面する前の事前の準備が必要とのご意見を多くいただきました。そこで、日頃から準備を進めておくことで、将来の入院・入所の際にご本人と関係者の不安感や負担感を軽減することができると認識し、入院・入所前の準備についても掲載することとしました。

また、身寄りがない方を支援していくためには、地域全体で福祉・行政・医療機関の情報共有や合意形成を図っていくことが重要です。

■■成年後見制度について■■

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるよう、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

3 ガイドラインの基本的な考え方

(1) 身寄りがいない方の定義（ガイドラインの対象者）

本ガイドラインで示す支援方法の対象者となる身寄りがいない方の定義については、次の2つの場合とします。

- ①身寄りのない独居の方
- ②家族支援が受けられない方

(2) 身元保証等の範囲

病院の入退院や、施設への入退所とします。

※民法の「保証人（金銭保証）」や雇用契約上の「身元保証（損害賠償）」は除きます。

(3) 本人の意思・意向の確認と尊重（意思決定支援）

すべての支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行うことが基本です。

例えば、普段は判断能力が十分な方であっても、病気等で一時的に意思決定能力が低下した場合、本人が安心できるように働きかけ、本人の意思を尊重し、その決定を支援することとなります。

また、認知症等により判断能力が不十分な方であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応が原則となります。

意思決定支援については、法律で明確に基準が定められているわけではなく、領域ごとにガイドラインが作成されています。

これらのガイドラインでは、共通して、「本人が意思決定の主体」であり、支援を行う前提としての「環境整備」、「チームによる支援」、「適切な情報提供」の重要性が記載されています。

一人の支援者が判断するのではなく、チームとして本人の情報を収集し、共有していくことが非常に重要です。

■■意思決定支援等に係るガイドライン■■

- ①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ②認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ③人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ④身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- ⑤意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

4 身寄りがない方への対応（要約 ※判断能力が不十分な場合）

事前対応策	利用・活用・作成を検討すべきこと
	○マニュアルの作成（6 ページ、44 ページ）
	○緊急時安心ツール等（9～11 ページ）○口座振替サービス（14 ページ）
	○在宅療養・ACP ガイドブック（19 ページ）
	○成年後見制度（26 ページ）○あんしん事業（28 ページ）

前提	意思決定支援における原則（4 ページ）
	すべての支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行うことが基本

	対応すべき課題	対応概要
成年後見利用なし	緊急連絡先（7 ページ）	関係機関などに連絡
	入院費等の支払い（12 ページ）	担当SWに相談。 担当SWは関係機関と調整。
	退院・退所支援（15 ページ）	
	入院計画書等（16 ページ）	
	入院中等の物品準備（17 ページ）	最善の治療方針を慎重に判断
	医療行為の同意（18 ページ）	
	遺体の引取り等（20 ページ）	生活福祉課へ連絡 ※生保受給中の場合は、住所地の 生活支援課に連絡

	対応すべき課題	対応概要
成年後見利用あり	緊急連絡先（7 ページ）	後見人等に連絡
	入院費等の支払い（12 ページ）	
	退院・退所支援（15 ページ）	
	入院計画書等（16 ページ）	
	入院中等の物品準備（17 ページ）	同意はできないが、後見人等に相談
	医療行為の同意（18 ページ）	
	遺体の引取り等（20 ページ）	本来業務ではないが後見人等に相談

関係機関窓口一覧 ※詳細は32～35 ページ参照	
(1) 生活保護関連	⇒ 担当区域の生活支援課へ
(2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて	⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ
(3) 身元不明などのご遺体の取扱について	⇒ 生活福祉課へ
(4) 成年後見制度	⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ
(5) 高齢者等関連	⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

5 医療機関や施設における身寄りがいない方への対応

身寄りがいない方を福祉施設で受け入れて支援を行うにあたり、身元保証人等に求めている役割に対応できる既存の制度・サービス等については、以下のとおりです。

<参 考>「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」厚生労働省

(1) 日頃からの備え

ヒアリングや各協議会の中で、身寄りがいない方への対応について、事前の準備が必要とのご意見を多くいただきました。

医療機関や施設においても、あらかじめ、身寄りがいない方からの相談や支援について、現状やこれまでの経験、知識を整理し、今後に向けて、組織として運用のルールを定めておくことは、とても効果的です。参考にしてください。

①マニュアルの作成（44 ページ参照）

身寄りがいない方の対応は、今後も増加することが想定されます。医療機関等において、医師、看護師、社会福祉士等で課題の整理・共有を行い、対応をマニュアル化することで、内部の多職種がそれぞれの診療や検査など様々な場面で活用することができ、非常に有効です。

全国的にも、マニュアルを整備している医療機関や施設は少ないですが、総務省からの通知（令和4年3月29日）「高齢者の身元保証に関する調査－入院、入所の支援事例を中心として－」の結果報告書には、5つの事例が掲載されていますので、参考にしてください。

②倫理カンファレンスの実施

医療機関や施設での、現場での一場面を、事例として挙げ、身寄りがいない方への関わり方や対応時の考え方を倫理的な側面からアセスメントし、意見を出し合い、対応した医療関係者等の行動や言動などを振り返ります。

倫理カンファレンスを行うことで、客観的に物事を考えることができるようになり、身寄りがいない方ご本人の意向を尊重した対応をする上で、非常に有効です。

(2) 緊急連絡先に関すること

①本人の判断能力が十分な場合

親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。

②判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

後見人等が緊急連絡先となります。

③判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

親族や友人知人の有無等を確認できる場合は、上記①の対応。できない場合は、緊急連絡が必要な内容によって、窓口となる関係機関などに連絡します。

i 【死亡の場合】

「(8) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること」を参照ください。

ii 【本人の意識レベルが悪く、医療同意できない場合】

「(7) 医療行為(手術や検査・予防接種等)の同意」を参照ください。

iii 【施設入所中の急変時】

各施設の相談員へ相談ください。

◆相談員は上記 i または ii に従い、関係機関に連絡します。

関係機関窓口一覧 ※詳細は32～35ページ参照

(1) 生活保護関連 ⇒ 担当区域の生活支援課へ

(2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて
⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ

(3) 身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ 生活福祉課へ

(4) 成年後見制度 ⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ

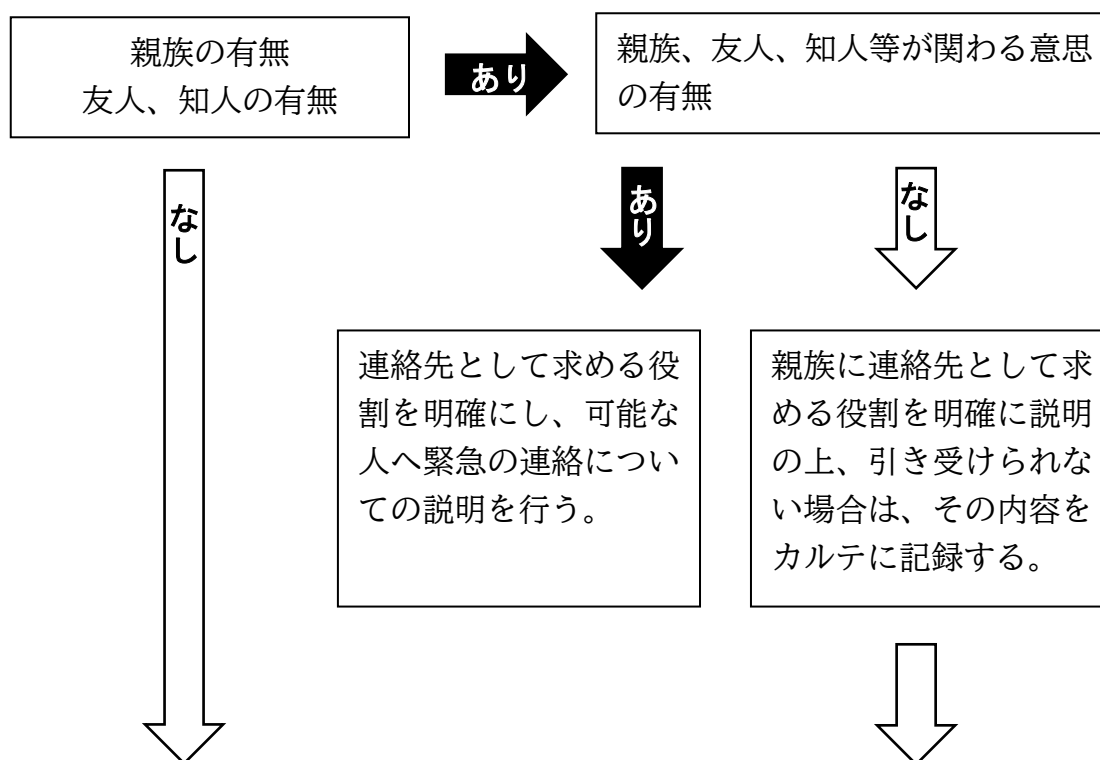
(5) 高齢者等関連 ⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

◇あらかじめ、「緊急時安心ツール」、「熱中症予防シート」、「お薬手帳を活用した連絡カード」を活用することで、スムーズに緊急連絡先などを共有することが可能となります。

なお、医療機関や施設において、運用ルールを定めておくことも有効です。資料編54ページ以降に、区内の病院での取組み事例を掲載していますので、参考にしてください。

◇緊急連絡先確認のフローチャート ※成年後見制度を利用していない場合

下記フローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



本人の状況や状態によって、窓口となる関係機関などに相談します。
※関係機関窓口一覧などは32～35ページ参照

- ◆高齢者の場合は、あんしんすこやかセンターなどが介護予防の事業や民生委員等からの情報で本人の暮らしを把握している場合があります。担当区域のあんしんすこやかセンターや保健福祉課に確認するのも有効です。
- ◆本人が緊急の連絡先やかかりつけ医などをあらかじめ記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。

コラム 「緊急時安心ツール（いのちのボタン等）」と「熱中症予防シート」

救急車での緊急対応時に役立つツールとして、見守り施策による「いのちのボタン」や「あんしんカード」「緊急安心カード」などが利用されています。様々な地区で工夫が凝らされ、保管場所も「冷蔵庫内のドアポケット」「冷蔵庫外に添付」と様々です。ご利用の場合は世田谷区社会福祉協議会の各地区事務局にお問い合わせください。

区では、令和2年度から「熱中症予防シート」の裏面に、緊急連絡先（氏名・関係・電話番号）やかかりつけ病院名を記載できるよう変更しました。

民生委員・児童委員や保健福祉課などで配布しています。

いざという時に困らないように、日ごろから緊急連絡先などを明らかにしておきましょう。

※熱中症予防シート 資料編37ページ再掲

記入年	令和	年
緊急連絡先	氏名:	
	関係:	
	TEL:	
かかりつけ病院	病院名:	
	担当医:	
	TEL:	
メモ: もしもの時に気になることを記入ください(ペットのこと、お薬のことなど)		

— <緊急連絡先の記載方法と使い方> —

- もしもの時の連絡先を記入します。
もしもの時の事をご親族やご友人と相談しておくことが大事です。
- かかりつけ病院を記載します。
運ばれた病院が、持病や服用しているお薬について知ること、治療に役立ちます。
- 連絡先や病院が変わったときは、修正しましょう。

<下記に該当する「緊急時安心ツール」があれば、チェックしてください>

- ☐ 「安心(あんしん)カード」が冷蔵庫の中にあります。
- ☐ 「いのち(命)のボタン」が冷蔵庫の中にあります。
- ☐ 「支援カード」が _____ にあります。
- ☐ かえるカードが財布に入っています。
- ☐ 見守りあんしんシートが冷蔵庫扉に貼ってあります。
- ☐ 緊急あんしんカードが冷蔵庫扉に貼ってあります。

裏

健康せがや+1 屏や壁などの良く見える所に貼って、
室内での熱中症に注意しましょう。

熱中症予防シート

暑い日には、夜間も
冷房を積極的に使いましょう!

液晶温度計の温度をこまめに見ましょう

こまめに水分・塩分補給

冷房で室温調整

注意 警戒 厳重警戒 危険 (温度75%の場合)

・衣服をゆるめ、体を冷やす
・自分で水を飲めないときや動けないときは、119番!

世田谷区 電話 (5432)2432~2434
世田谷保健所 FAX (5432)3022

もしもの時は裏面を見てください!!

表

※緊急時安心ツール（例 命のバトン） 資料編 38・39 ページ再掲

命のバトン

記入日 年 月 日 第1回 更新日 年 月 日 第2回 更新日 年 月 日

氏名 性別 男・女

住所 世田谷区 丁目 番 号

マンション名 号室

電話番号 03()

血液型 A・B・O・AB 型・不明

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年(西暦) 年

月 日生 歳

世帯の状況 ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・ひとり親世帯・その他

身体状況

【現病歴(身体疾患含む)】

・脳梗塞 ・脳出血 ・糖尿病 ・高血圧

・心臓病(ペースメーカー ・その他)

かかりつけ医(現在治療を受けている医療機関)

①医療機関名 診療科

診察券番号

電話番号

②医療機関名 診療科

診察券番号

電話番号

【既往歴(身体疾患含む)】

・脳梗塞 ・脳出血 ・糖尿病 ・高血圧

・心臓病(ペースメーカー ・その他)

緊急連絡先 ※すぐに駆けつけられる方から順にご記入ください。

①氏名 続柄

住所

連絡先

②氏名 続柄

住所

連絡先

その他連絡先

【介護状況】 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5

介護保険利用なし

【ケアマネージャー等連絡先】 名称

住所

連絡先

【障害等級など】 身体 ・ 知的 ・ 精神 級

【ケアマネージャー等連絡先】 名称

住所

連絡先

【普段の生活状況(例：車椅子を利用、杖を使用など)】

※内容に変更があった際には、各自で情報の更新をお願いします。

※記載されている個人情報は、緊急時及び救急時に活用してください。

※記入内容の漏えい及び紛失等により損害が生じた場合においても、地区社会福祉協議会では責任を負いかねますので、予めご了承ください。

署名

緊急時安心ツール取り組み状況

地域	地区	名称	保管方法	対象範囲
世田谷	池尻	命のバトン	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布(対象限定なし)
	太子堂		冷蔵庫内ドアポケット	
	若林		携帯用カード	
	上馬		冷蔵庫内ドアポケット	
北沢	下馬			希望者に配布(対象限定なし)
	梅丘	見守りあんしんシート	冷蔵庫外添付クリアシート貼付	希望者に配布(80歳以上の高齢者全戸配布)
	梅丘	かえるカード	財布等	その他希望者に配布
	代沢	見守りあんしんカード	財布等	希望者に配布(対象限定なし)
	代沢	あんしんカード	財布・定期入れ(診察券大)	
	新代田		冷蔵庫外貼付	
	北沢	見守りカード	財布等	
	北沢	緊急あんしんカード	冷蔵庫外貼付	地区社協会員
	松原	緊急あんしんカード		希望者に配布(対象限定なし)
	松原	地区社協マグネット		地区社協会員
	松沢	見守りあんしんカード		希望者に配布
玉川	上野毛	あんしんカード	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布
	用賀			
	深沢	安心カード		希望者に配布
	二子玉川	あんしんカード		
砧	祖師谷	緊急あんしんカード	冷蔵庫外添付	希望者に配布
	成城			
	船橋			
	喜多見			
鳥山	砧			
	上北沢	支援カード	冷蔵庫内ドアポケット	希望者に配布(対象限定なし)
	上祖師谷	いのちのバトン		
	鳥山	安心カード		

コラム お薬手帳を活用した連絡カードの活用について

区ではお薬手帳を活用し、よりよい医療・介護を皆さんに提供するように、かかりつけ医やかかりつけ薬局、処方されている薬剤、ケアマネジャー、訪問看護、ヘルパー等患者さんに関わるチームの担当者の情報を共有するための連絡カードを作成しました。

皆さんが受けている医療や介護の状況が一目で分かり、支援者で情報が共有でき、災害時や緊急時に必要な医療やケアを受けるにも役立ちます。

あんしんすこやかセンター等で配布しています。ぜひ、ご活用ください。

記入する連絡先の例

- 病院
- かかりつけの医者・歯医者
- かかりつけの薬局
- 家族
- 民生委員など福祉関係者
- ケアマネジャー

※連絡カードの使い方チラシ・連絡カード 資料編36ページ再掲



「あなたを支える医療・ 介護のケアチーム」の使い方

(連絡カード)

お薬手帳にはさみこんでおきましょう。

そうすることで、日頃からあなたに関わっている医師や看護師、ケアマネジャー、ヘルパーなど、あなたを支えるチームの皆さんがあなたの受けている医療や介護の状況が一目で分かり支援しやすくなります。さらに、災害等の緊急時に必要な医療やケアを適切に受けるのにも役立ちます。ご家族や専門職の方に書いてもらっても構いません。

記入する連絡先の例

- 病院(主治医・看護師・病院ソーシャルワーカー等)
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医
- かかりつけ薬局
- ケアマネジャー
- あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

- 介護関係者(訪問介護・ヘルパー)
- 通所介護(デイサービス・訪問看護等)
- 民生委員等福祉関係者
- 家族(別居の家族や親族を含む)

また、あなたが信頼できる友人、近所の方等の名前や連絡先も書いておくと安心です。

※ただし、近所の方や友人(同性パートナーを含む)等のお名前、連絡先等の個人情報を記入する場合は、医療・介護関係者がこの連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」を見て情報共有する場合があることをよく説明し、ご了解いただいた上で記入するようにしましょう。

お薬手帳について

お薬手帳は、医師に処方された薬の名前や服薬する量、回数などの記録を残すための手帳です。この手帳があると、医師や薬剤師がこれまでどのような薬をどのくらいの期間使っていたかを一目で確認し知ることができます。もしも、お薬手帳を所持も持っていないと、あなたが服用している薬の全体が分からなくなってしまいます。医師・薬剤師に薬などの情報を正確に伝えるために、お薬手帳を1冊にまとめ、副作用やアレルギーの防止に役立てましょう。

④ 世田谷区 保健福祉政策部 保健医療福祉推進課 事業担当 TEL 03-5432-2649 FAX 03-5432-3017

※ご本人様は是非記入でもかまいません。

あなた		ご本人様	
氏名	生年月日	氏名	生年月日
住所	電話番号	住所	電話番号
職業	職業	職業	職業
その他(家族、友人、福祉関係等)		その他(家族、友人、福祉関係等)	

あなたを支える
医療・介護のケアチーム

お薬手帳には必ず記入してください。記入することで、あなたに必要となる医療や介護の状況が一目で分かり、災害時や緊急時に必要な医療やケアを受けるのにも役立ちます。ご家族や専門職の方に書いてもらっても構いません。

このカードの情報は、医療・介護関係者がこの連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」を見て情報共有する場合があることをよく説明し、ご了解いただいた上で記入するようにしましょう。

■あなた

氏名

電話番号

職業

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

氏名

電話番号

職業

■ケアマネジャー

氏名

電話番号

職業

(3) 入院費・施設利用料等に関すること

①本人の判断能力が十分な場合

入院費の支払いが可能な場合は、原則本人が支払います。

※ ■■入院費の未払いを防ぐために■■ 13 ページ参照

②判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

後見人等が支払いを代行します（保佐・補助・任意後見であれば、代理権の範囲によってはできない場合もあります）。後見人等は本人の資産から支払いを代行しますので、本人の資産の範囲内での対応になります。

後見人等が入院費・施設利用料を保証人として、負担はしません（債務の保証はできません）。

③判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

可能な限り、本人に対して普段どのように金銭の出し入れや管理をしていたのか聞き取りをします。金銭管理のみかかわっていた人がいることもあります。その場合は本人の意向を確認したうえで、その人に連絡を取ります。

※ ■■入院費の未払いを防ぐために■■ 13 ページ参照

なお、MSW、施設相談員は日常的な金銭管理が今後も難しいと判断される場合は、成年後見制度の利用も視野に入れて、関係機関と調整します。

関係機関窓口一覧 ※詳細は32～35 ページ参照

- (1) 生活保護関連 ⇒ 担当区域の生活支援課へ
- (2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて
⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ
- (3) 身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ 生活福祉課へ
- (4) 成年後見制度 ⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ
- (5) 高齢者等関連 ⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

◆MSW・施設相談員の方は、次のことを確認・検討することで対応できる可能性があります。

- 1 医療保険証を確認する。
- 2 口座振替サービスを検討する。

なお、医療機関や施設において、運用ルールを定めておくことも有効です。資料編54 ページ以降に、区内の病院での取組み事例を掲載していますので、参考にしてください。

■■■入院費の未払いを防ぐために■■■

本人の医療保険証を確認する。

【あり】

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合

- ・ 限度額適用認定証等の申請手続き
(住民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)
- ・ 特定疾病療養受領証の申請手続き
(血友病、透析が必要な慢性腎不全、血液製剤によるH I V感染症)
- ・ 短期保険証の場合→医療費の支払い確認
(短期保険証の場合は保険料の支払いが滞っていることが考えられます。国民健康保険では、本人が窓口で支払う医療費負担を軽減するための限度額適用認定証を出してもらえない場合があります。)

(2) 国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の医療保険の場合
医療保険の加入先にご確認ください。

【なし】 保険証等再発行・保険加入手続き支援（生活保護申請を含む）

◆問合先

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること

平日 8:30～17:00

課・係等	電話
国保・年金課資格賦課	03-5432-2331
国保・年金課保健給付係	03-5432-2349
国保・年金課後期高齢者医療	03-5432-2390

(2) 生活保護に関すること

住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課にご相談ください。

※生活保護の開始時期は、医療機関が問い合わせをした時点になりますので初期対応が重要となります。

コラム 口座振替サービスについて

利用者（入院・入所）の取引金融機関から、口座振替により代金を回収することができます。

口座振替サービスを利用することで、入院費や施設利用料などの支払いがスムーズに行うことが可能となります。

詳細は、金融機関へご確認ください。

（例）〇〇病院の場合

1 利用手続き

（１）〇〇病院と◇◇銀行および、◇◇決済サービスとの間で「代金回収事務委託契約」を結ぶ。

（２）利用者から〇〇病院に「預金口座振替依頼書」を提出いただく。

※銀行への届出印を押印する

（３）〇〇病院から◇◇銀行へ「預金口座振替依頼書」を提出する。

2 サービスの仕組み

（１）◇◇銀行に対して、請求明細（引落依頼データ）を送信する。

（２）◇◇銀行が関連会社の◇◇決済サービスを通じて、利用者の取引金融機関に対し、口座振替による引落依頼を行う。

（３）利用者の取引金融機関が、上記引落依頼に基づき、利用者の口座から代金を引き落とす。

（４）利用者の取引金融機関が、◇◇決済サービス（◇◇銀行）へ送金するとともに振替結果を連絡する。

（５）◇◇銀行が、各金融機関から連絡を受けた振替結果を、〇〇病院に対して連絡するとともに、指定口座へ代金を振り込む。

■■ペットや植物の管理について■■

それまで、飼っていたペットや手入れをしてきた植物はどうか、事前に考えておきましょう。近隣や親族に頼めるのか、頼めない場合は、どこか依頼できるNPOがあるか情報を集めておくなど、日ごろから本人へ働きかけをしましょう。

東京都動物愛護相談センター（０３－３３０２－３５０７）では、ペットに関する相談を受け付けています。また、新しい飼い主探しの助言や協力をお願いできるボランティア団体を紹介しています。

(4) 退院・退所支援に関すること

①本人の判断能力が十分な場合

退院・退所先や退院・退所後の生活について本人に相談します。

その際、ケアマネジャー、相談支援専門員、任意後見契約、高齢者サポートサービス契約の有無を確認します。

関わりが有る場合は、入院前まで関わりのあった専門職等の関係者と、本人の意思や意向を確認しながら退院先の選択や手続きの分担をします。

関わりが無い場合は、新たに本人をサポートするチーム作りが必要となりますので、関係機関と調整します。

②判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

本人の意向を確認した上で、後見人等と相談を行います。居室の原状回復費用などの金銭による支払いは、本人の資産の範囲内で後見人等が支払います。

③判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

成年後見制度の利用準備を含めた退院支援によってスムーズに進むケースもあるため、本人をサポートするチーム作りをしていく過程で、成年後見制度の相談窓口（世田谷区社会福祉協議会34ページ参照）への相談も必要となります。

MSW、施設相談員は、ケアマネジャー、相談支援専門員、任意後見契約、高齢者サポートサービス契約の有無を確認します。

関わりが有る場合は、入院前まで関わりのあった専門職等の関係者と、本人の意思や意向を確認しながら退院先の選択や手続きの分担をします。

関わりが無い場合は、新たに本人をサポートするチーム作りが必要となりますので、関係機関と調整します。

関係機関窓口一覧 ※詳細は32～35ページ参照

(1) 生活保護関連 ⇒ 担当区域の生活支援課へ

(2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて
⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ

(3) 身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ 生活福祉課へ

(4) 成年後見制度 ⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ

(5) 高齢者等関連 ⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

(5) 入院計画書やケアプランに関すること

①本人の判断能力が十分な場合

本人が理解できるようわかりやすく説明を行います。本人以外に同席し説明を希望するものがある場合には、本人の意向を確認し、情報提供を行います。

②判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

本人が理解できるようわかりやすく説明を行います。本人以外に同席し説明を希望するものがある場合には、本人の意向を確認し、情報提供を行います。

また、診療契約の代理権を持つ後見人等にも内容の説明を行います。(保佐・補助・任意後見であれば、代理権の範囲によっては診療契約できない場合があります)

③判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるようわかりやすく説明を行います。緊急連絡先になっていた方など、本人以外に同席し説明を希望するものがある場合には、本人の意向を確認し、情報提供を行います。

また、説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、家族等への説明を行うことで対応します。

なお、説明できる家族等がいなときは、本人への説明を試みた上で、その旨をカルテに記載することで対応します。

(6) 入院・入所中に必要な物品の準備に関すること

①本人の判断能力が十分な場合

本人の意向を確認した上で、自分で入院中に必要な物品の準備等が出来ない方の場合、緊急連絡先等の身近な存在がいるときは、物品の準備等を行ってくれるか相談してください。

②判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合

本人の意向を確認した上で、後見人等に相談してみましょう。

後見人等は、病衣やタオル、洗面用具等の入院・入所に必要な物品の準備などの事実行為を行う義務はありません。しかし、これらを行う有償サービスを手配するのは、後見人の業務に含まれますので活用を検討します。

ただし、身上保護・財産管理等、後見人の職務を行う一連の流れの中で事実行為も同時に行わざるを得ない場合もあります。依頼したい具体的な内容を後見人等に相談してみましょう。

③判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

本人の意向を確認した上で、自分で入院中に必要な物品の準備等が出来ない方の場合、緊急連絡先等の身近な存在がいるときは、物品の準備等を行ってくれるか相談してください。

◆MSW・施設相談員の方は、次のことを検討することで対応できる可能性があります。

- 1 民間の家事代行サービスを検討する。
- 2 リース契約を検討する。

なお、医療機関や施設において、運用ルールを定めておくことも有効です。

資料編52ページ以降に、区内の病院での取組み事例を掲載していますので、参考にしてください。

(7) 医療行為の同意について

医師が医療行為の同意を求める理由は、手術等は身体に対する医的侵襲行為であることから、患者本人の承諾を得なければ傷害罪等の違法な行為となるという問題と、損害賠償等のリスク回避の観点が考えられます。

予防接種や手術などの医療を受けることに関する決定権（医療行為の同意）は、患者本人が有しており一身専属的な権利と考えられています。一方、一般的に、家族には医療行為に対して同意する権限があると理解されており、医療現場では家族からの同意が得られていますが、法律上の明確な根拠があるものではありません。

したがって、第三者の成年後見人等や福祉施設の職員、ケアマネジャーは、医療行為の同意はできません。（※）

①本人に医療行為の同意能力がある場合

本人の同意に基づいて医療行為を行ってもらうよう医師にお願いします。

②本人に医療行為の同意能力がない場合

本人意思を推定できる親族がいない場合は、患者にとって最善の治療方針を、医療・ケアチームで慎重に判断してもらうこととなります。その際、判断に至るプロセスを記録しておきます。

※成年後見人等は医療行為の同意はできませんが、元気な時の本人の事前指示、日記、または本人の意思を推測できるこれまでの出来事を伝える等して、担当医が最善の治療を行いやすくする状況を提供することができる場合があります。

<参 考>「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省

〈「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」リーフレットから〉

◇あらかじめ、「在宅療養・ACPガイドブック」を活用することで、もしもの時に自分が受けたい治療やケアを医療・介護関係者などと共有できます。最善の治療方針を判断する際にも、参考となります。

資料編5 4 ページ以降に、区内の病院での取組み事例を掲載していますので、参考にしてください。

コラム 人生の最終段階の医療やケアについて話し合ってみませんか
～ACP（人生会議）の取り組み～

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

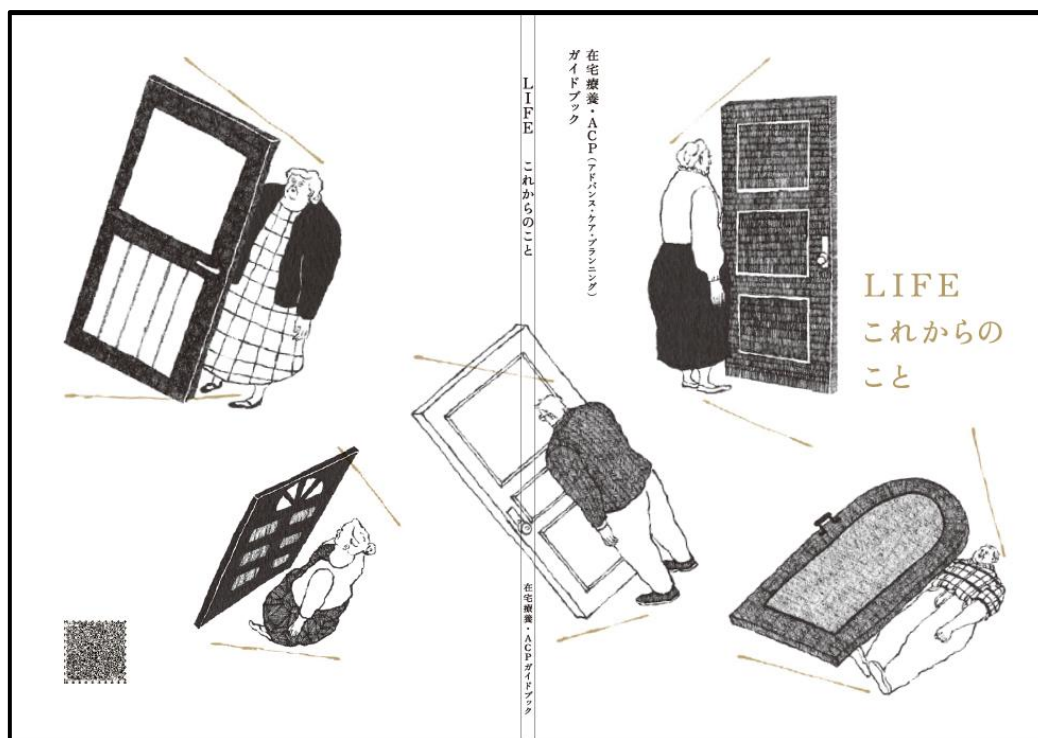
本人が「自分らしく生きていく」ためには、希望する療養生活や人生の最終段階の過ごし方を信頼できる方と話し合っ、共有することが重要です。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合、共有する取り組みを「ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）」と呼びます。

区では、ご本人が人生の最終段階をどのように過ごしたいのか、家族や医療・介護関係者との対話を促すコミュニケーションツールとしてのガイドブックを作成しています。

人生の最終段階について、自らの価値観を振り返りながら、楽しく・前向きに考えられるような内容となっています。ぜひ、手に取ってご覧ください。

※区ホームページでもご確認いただけます。



(8) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

①死亡届

福祉施設で亡くなられた場合は、施設長が死亡届の届出義務者になります。また、病院で亡くなられた場合は、病院長が死亡届の届出義務者になります。成年後見制度を利用している場合は、後見人等も死亡届の届出資格者になります。(戸籍法86条)

届出義務者	第一 同居の親族 第二 その他の同居者 第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
届出資格者	同居の親族以外の親族 後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（任意後見受任者）

②遺体・遺品の引き取り、葬儀

i 成年後見制度を利用している場合

成年後見制度を利用している場合でも、後見人等は遺体・遺品の引き取りはできません。(※次ページ参照)

ただし、親族が遺体・遺品の引き取りを拒否している、または引き取りができない場合、後見人等としてやむなく応急処分義務(民法874条、654条)、事務管理(民法697条)により対応することがあります。事案にもよりますが、後見人等に相談してみましょう。

ii 成年後見制度を利用していない場合

身寄りのない方が亡くなられた場合には、死亡地の市町村長の責任において火葬を行うこととなりますので、世田谷区役所生活福祉課に連絡をします。(生活保護受給者については住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課に連絡をします。)

関係機関窓口一覧 ※詳細は32～35ページ参照

- (1) 生活保護関連 ⇒ 担当区域の生活支援課へ
- (2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて
⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ
- (3) 身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ 生活福祉課へ
- (4) 成年後見制度 ⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ
- (5) 高齢者等関連 ⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

※成年後見人のみ、一定の要件を満たした場合に、一部の死後事務を行うことができます。（保佐人・補助人は基本的にできません。）

〈成年後見人が対応できる死後事務〉

- i 個々の相続財産の保存に必要な行為
- ii 弁済期が到来した債務の弁済（施設利用料、医療費、公共料金等の支払い）
- iii 遺体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為

〈死後事務を行うための要件〉

- i 成年後見人が死後事務を行う必要があること
- ii 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと
- iii 成年後見人が死後事務を行うことについて、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと
- iv 家庭裁判所の許可（成年後見人が対応できる死後事務のiii）の場合）

■■■身元のわからない・引き取り手のないご遺体の取扱について■■■

- 1 区役所でお引取りを行うご遺体は次のとおりです。
葬祭を執行する者がいない又は判明しない（行旅死亡人取扱法・墓地埋葬法）
- 2 死亡地（発見地）を管轄する区市町村が葬祭を執行します。
※世田谷区にお住まいの方でも、区外で亡くなられた場合は、死亡地の区市町村にお問合せください。
- 3 区役所が対応できる事務は法律上次のとおり定められています。
 - （１）ご遺体のお引取り・火葬・埋葬
 - （２）遺留金品のお預かりと火葬費用への充当
 - （３）官報公告による告示・公告（行旅死亡人の場合）
 - （４）遺族への区が負担した火葬費用の請求（約２０万円）※区では、アパートの家財整理などを行うことはできません。
※ご遺体のお引き取りは、火葬場の空き状況によって、お時間がかかる場合があります。
- 4 連絡先は次の通りです
世田谷区 保健福祉政策部 生活福祉課 生活福祉
平日 ８：３０～１７：００
電 話 ０３－５４３２－２９３３
ＦＡＸ ０３－５４３２－３０２０
※身元保証人等がない方の病院の入退院や、施設への入退所の際のお問合せには、お答えできません。
※亡くなられた方が生活保護受給中の場合は、住所地の総合支所保健福祉センター生活支援課にお問合せください。

関係機関窓口一覧 ※詳細は３２～３５ページ参照

- （１）生活保護関連 ⇒ 担当区域の生活支援課へ
- （２）介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービスについて
⇒ 担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ
- （３）身元不明などのご遺体の取扱について ⇒ 生活福祉課へ
- （４）成年後見制度 ⇒ 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ
- （５）高齢者等関連 ⇒ 担当区域のあんしんすこやかセンターへ

6 事前対応策

成年後見制度を利用する以外にも、あらかじめ以下の対応策を講じることで、身元保証に関する課題を解決できる部分があります。対象者別にまとめたので参考にしてください。

(1) 支援に関わる行政職員

① あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

※ あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）については、28ページ参照

(2) MSW等の医療関係者

① 口座振替サービスの検討

② 在宅療養・ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

(3) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

① 緊急時安心ツール、熱中症予防シート、お薬手帳を活用した連絡カードを活用した緊急連絡先の確認

② あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

③ 在宅療養・ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

(4) 介護や障害などの事業者職員

① お薬手帳を活用した連絡カード

② あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）活用の検討

③ 口座振替サービスの検討

④ 在宅療養・ACPガイドブックを活用した希望する医療・介護の共有

7 おわりに

少子高齢化、家族関係や地域でのつながりの希薄化が進むなど昨今の社会情勢から、福祉サービスの利用等にあって「身元保証人等」の確保が困難な人々は、今後も増加していくことが十分に想定されます。

「5 医療機関や施設における身寄りがない方への対応」において対応できる制度やサービスについて整理したところですが、成年後見制度の支援ニーズは多くあるなかで、制度やガイドラインがあったとしても行政や病院における実際の対応とは異なるなど運用面に課題があり、既存の制度やサービスだけでは十分に対応できないことは少なからずあります。

ヒアリングや検討の中でも、緊急対応になる前の事前の準備が必要とのご意見を多くいただきました。区では、コラムなどにも記載しましたが、緊急入院やADLが低下する前に、人生の最終段階の過ごし方について考えるきっかけとして施策を展開しております。

支援者の皆様には、緊急時に困ることのないよう、ぜひこうした施策を多くの方にお知らせしていただき、啓発をお願いしたいと思います。

また、このような中、身寄りがなく福祉的な支援が必要とされる方々を地域社会から排除することなく包摂していくためには、それぞれの地域において福祉関係者のみならず、行政・医療機関も含めた関係者間の情報共有や合意形成を図っていくことが求められています。地域ケア会議や各種協議会の場などにおいて、身寄りのない方でも安心して暮らせる地域づくりを当事者の声も大切にして進め、支援のネットワークをさらに強化することが重要です。

改めまして、このガイドラインをきっかけに、今後も関係機関の皆様と引き続き検討を行っていきたいと考えております。

このガイドラインを、現場で「身元保証」への対応が必要となった場合の参考として、自組織の性格に応じて、マニュアルを整備するなど活用していただきますようお願いいたします。

資料編

1 成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

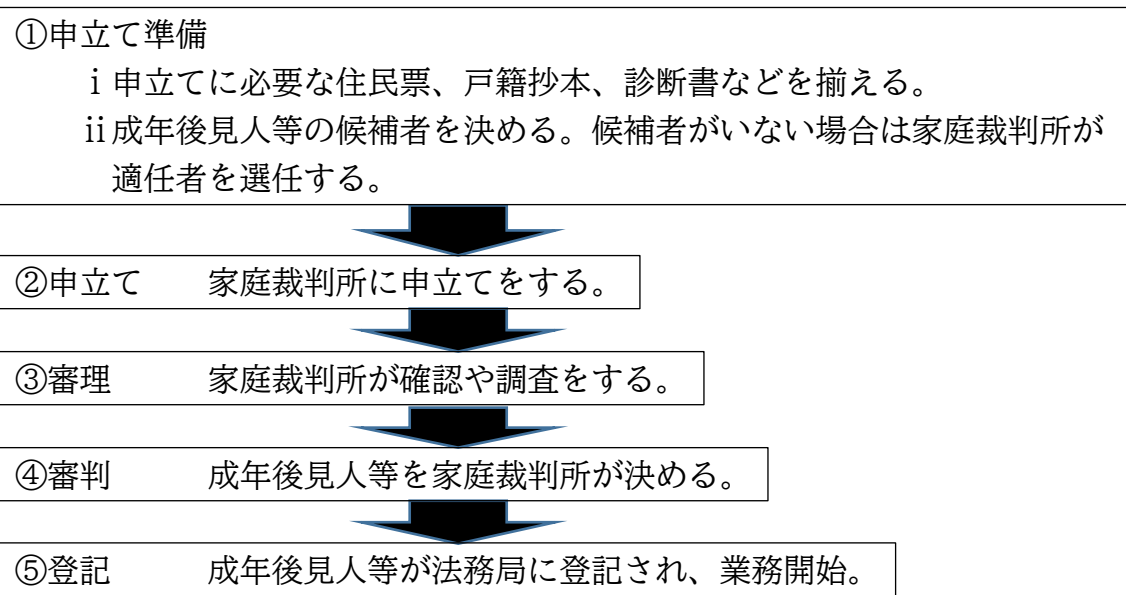
(2) 法定後見制度

すでに認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではないため、自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、本人を法的に支援する制度です。

(3) 任意後見制度

将来、自分が認知症等で契約や支払いができなくなったときに備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。公正証書で作成する必要があります。

(4) 申立ての流れ（法定後見制度）



※事案の内容、本人の判断能力等によって、審理期間は大きく変わりますが、スムーズに進む案件（調査や鑑定が不要）で、申立てから1～2か月で後見業務が開始となります。

（５） 成年後見制度「区長申立て」

①区長申立てとは

親族がいない、居ても遠方にいる、あるいは申し立てることを拒否する、等の場合、本人が居住する地域の首長（市区町村長）が制度利用を申し立てることができます。これを成年後見制度の首長申立てといいます。

区では、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方で、親族（二親等以内）からの支援が得られない方に対して、区が親族等に代わって後見等開始の申立て（区長申立て）を行います。

②根拠法令

i 老人福祉法（昭和３８年７月１１日法律第１３３号） 第３２条

ii 知的障害者福祉法（昭和３５年３月３１日法律第３７号） 第２８条

iii 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年５月１日法律第１２５号） 第５１条の１１の２

③区長申立ての事前調査・準備

親族が「存在しない」「判明しない」「関わりを拒否している」及び「虐待等により親族による申立てが適当ではない」場合は、親族に代わって区長が申立てをすべきか検討します。その際、手続きは各総合支所保健福祉センターの担当所管（生活支援課・保健福祉課・健康づくり課のうち、対象者の支援を中心に担っている課）で進めていきます。

戸籍調査による親族の確認や診断書の取得など区長申立ての準備には時間が必要です。

（６） 成年後見制度申立費用助成（令和５年４月から開始）

区は、家庭裁判所に申立てをする際の費用を助成することで、成年後見制度を利用しやすい環境を整備します。

※要件や助成額の上限があります。詳しくは、生活福祉課へお問合せください。

（７） 成年後見制度報酬助成

後見活動が開始され、後見人に専門職（法人後見含む）が選任された場合、報酬が必要になります。生活保護受給者や生活困窮者などの報酬を支払うことが困難である方に対し、区では報酬の助成を行っており、成年後見制度を適切に利用できるよう支援しています。

※要件や助成額の上限があります。詳しくは、生活福祉課へお問合せください。

2 あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

※原則、在宅サービスであり、入院・入所する前に利用できるサービスです

（１） あんしん事業とは

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方が住み慣れた世田谷で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する情報の提供や相談受付、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行う制度です。

（２） 事業内容

①福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

- i 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ii 福祉サービスの利用における申込み、契約の援助
- iii 福祉サービスの利用料金の支払い援助
- iv 福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

②日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

- i 年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助
- ii 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助
- iii 病院への医療費の支払い援助
- iv 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き援助

③書類等預かりサービス

大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

- i 年金証書
- ii 預貯金の通帳
- iii 権利証
- iv 契約書類
- v 実印、銀行印

(3) 利用料金

福祉サービスの 利用援助	日常的金銭管理サービス	料金
○	—	1 回 1 時間までは 1,000 円
○	通帳を本人が保管する場合	(1 時間を超えた場合は、 30 分まで 500 円を加算)
○	通帳を預かる場合	1 回 1 時間までは 2,500 円 (1 時間を超えた場合は、 30 分まで 500 円を加算)
書類等の預かりサービス (財産保全サービス)		1 ヶ月 1,000 円

※詳細は世田谷区社会福祉協議会にご確認ください。

3 特別養護老人ホーム向けアンケート結果

- ガイドライン作成に向け、実態を調査するため、特別養護老人ホームにご協力いただき「身元保証に関するアンケート」を令和2年度に実施いたしました。
(26 施設中 15 施設回答 回答率 57.6%)

- (1) これまで保証人の確保が難しい方の相談はありましたか。
- ① はい・・・12
 - ② いいえ・・・3
- (2) (1)ではいと答えた施設でこれまでにどのような対応をされましたか。
- ① 本人と契約のみで利用・・・2
 - ② 成年後見制度の活用や身元保証団体等に依頼・・・9
 - ③ 利用をお断りした・・・2
 - ④ その他・・・3
 - ・成年後見人制度の説明や遠方の親戚を探した
 - ・上記①の場合、世田谷区保健福祉課・生活支援課等の関りからの相談等が主。その場合には緊急性も考慮し本人と契約のみで利用を開始しながら、平行して成年後見人や保佐人をつけるよう対応を図った上での利用としている。
- (3) 今後保証人がいない方への対応についてどのようにお考えですか。
- ① 保証人の確保ができない方の施設利用は難しい・・・7
 - ② 本人契約での利用をすすめたい・・・1
 - ③ 身元保証団体等に依頼して保証人を確保してもらう・・・9
 - ④ その他・・・2
 - ・成年後見制度の活用
 - ・施設をご利用する前から保証人や緊急時等についての問題は抱えているはずであることから、利用前の在宅にいるうちから課題整理や解決を行っておくことが必要と思います。
- (4) 身元保証人がいないことで困ることは何ですか。
- ① 利用料の支払い・・・9
 - ② 入所・退所の契約ができない・・・10
 - ③ 亡くなった場合の手続き・・・12

④ その他・・・ 9

- ・通院時の付き添い及び医療処置の判断
- ・体調の急変時などに医療同意を誰に確認すれば良いのかわからない
- ・入退院の手続きや入院中の必要品の補充、退所時の手続き
- ・治療に関する延命医療を含む方針の決定
- ・死亡退所後のお墓への納骨（霊園や葬儀社による無縁仏への納骨）

4 関係機関窓口一覧

- (1) 生活保護に関する相談について
担当区域の生活支援課へ
- (2) 介護保険の相談・受付、高齢者・障害者保健福祉サービス、障害者総合支援法等の相談について
担当区域の保健福祉課またはあんしんすこやかセンターへ
- (3) 身元のわからない・引き取り手のないご遺体の取扱について
生活福祉課へ
- (4) 成年後見制度・あんしん事業について
世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課へ
- (5) 高齢者等に関する相談について（退院支援について等）
担当区域のあんしんすこやかセンターへ

生活支援課、保健福祉課、生活福祉課、世田谷区社会福祉協議会 一覧

総合支所等 所在地	課・係等	電話番号	F A X番号	担当区域
世田谷総合支所 世田谷区役所 第2庁舎 世田谷 4-22-35	生活支援課 生活支援担当	5432-2846	5432-3034	池尻1～3丁目、 池尻4丁目（1～32番）、三宿、 太子堂、三軒茶屋、若林、 世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、 経堂、下馬、野沢、上馬、 駒沢1～2丁目
	保健福祉課 地域支援担当	5432-2850	5432-3049	
	保健福祉課 障害支援担当	5432-2865		
北沢総合支所 北沢 2-8-18	生活支援課 生活支援担当	6804-7386	6804-7994	代田、梅丘、豪徳寺、代沢、 池尻4丁目（33～39番）、 羽根木、大原、北沢、松原、 赤堤、桜上水
	保健福祉課 地域支援担当	6804-8701	6804-8813	
	保健福祉課 障害支援担当	6804-8727		
玉川総合支所 等々力 3-4-1	生活支援課 生活支援担当	3702-1734	3702-1520	東玉川、奥沢、玉川田園調布、 玉堤、等々力、尾山台、上野毛、 野毛、中町、上用賀、用賀、 玉川、瀬田、玉川台、 駒沢3～5丁目、駒沢公園、 新町、桜新町、深沢
	保健福祉課 地域支援担当	3702-1894	5707-2661	
	保健福祉課 障害支援担当	3702-2092		
砧総合支所 成城 6-2-1	生活支援課 生活支援担当	3482-1390	5490-1139	祖師谷、千歳台、成城、船橋、 喜多見、宇奈根、鎌田、岡本、 大蔵、砧、砧公園
	保健福祉課 地域支援担当	3482-8193	3482-1796	
	保健福祉課 障害支援担当	3482-8198		

総合支所等 所在地	課・係等	電話番号	F A X 番号	担当区域
烏山総合支所 南烏山 6-22-14	生活支援課 生活支援担当	3326-6112	3326-6169	上北沢、八幡山、上祖師谷、 粕谷、給田、南烏山、北烏山
	保健福祉課 地域支援担当	3326-6136	3326-6154	
	保健福祉課 障害支援担当	3326-6115		
世田谷区役所 第1庁舎 世田谷 4-21-27	生活福祉課	5432-2767	5432-3020	
世田谷区 社会福祉協議会 成城 6-3-10	権利擁護支援 課	6411-3950	6411-2247	

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)一覧

地域	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	担 当 区 域
世田谷	池 尻 あんしんすこやかセンター	池尻3-27-21	5433-2512	3418-5261	池尻1～3、 池尻4(1～32番)、三宿
	太 子 堂 あんしんすこやかセンター	太子堂2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750	太子堂、三軒茶屋1
	若 林 あんしんすこやかセンター	若林1-34-2	5431-3527	5431-3528	若林、三軒茶屋2
	上 町 あんしんすこやかセンター	世田谷1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005	世田谷、桜、弦巻
	経 堂 あんしんすこやかセンター	宮坂1-44-29	5451-5580	5451-5582	宮坂、桜丘、経堂
	下 馬 あんしんすこやかセンター	下馬4-13-4	3422-7218	3414-5225	下馬、野沢
	上 馬 あんしんすこやかセンター	上馬4-10-17	5430-8059	5430-8085	上馬、駒沢1・2
北 沢	梅 丘 あんしんすこやかセンター	梅丘1-61-16	5426-1957	5426-1959	代田1～3、梅丘、豪徳寺
	代 沢 あんしんすこやかセンター	代沢5-1-15	5432-0533	5433-9684	代沢、 池尻4(33～39番)
	新代田 あんしんすこやかセンター	羽根木1-6-14	5355-3402	3323-3523	代田4～6、羽根木、大原
	北 沢 あんしんすこやかセンター	北沢2-8-18 北沢タウンホール内 地下1階	5478-9101	5478-8072	北沢
	松 原 あんしんすこやかセンター	松原5-43-28	3323-2511	5300-0212	松原
	松 沢 あんしんすこやかセンター	赤堤5-31-5	3325-2352	5300-0031	赤堤、桜上水
玉 川	奥 沢 あんしんすこやかセンター	奥沢3-15-7	6421-9131	6421-9137	東玉川、奥沢1～3
	九 品 仏 あんしんすこやかセンター	奥沢7-35-4	6411-6047	6411-6048	玉川田園調布、 奥沢4～8
	等々力 あんしんすこやかセンター	等々力3-4-1 玉川総合支所 2階	3705-6528	3703-5221	玉堤、等々力、尾山台
	上野毛 あんしんすこやかセンター	中町2-33-11	3703-8956	3703-5222	上野毛、野毛、中町
	用 賀 あんしんすこやかセンター	用賀2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511	上用賀、用賀、玉川台
	二子玉川 あんしんすこやかセンター	玉川4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677	玉川、瀬田
	深 沢 あんしんすこやかセンター	駒沢4-33-12	5779-6670	3418-5271	駒沢3～5、駒沢公園、 新町、桜新町、深沢
砧	祖師谷 あんしんすこやかセンター	祖師谷4-1-23	3789-4589	3789-4591	祖師谷、千歳台1・2
	成 城 あんしんすこやかセンター	成城6-3-10	3483-8600	3483-8731	成城
	船 橋 あんしんすこやかセンター	船橋4-3-2	3482-3276	5490-3288	船橋、千歳台3～6
	喜 多 見 あんしんすこやかセンター	喜多見5-11-10	3415-2313	3415-2314	喜多見、宇奈根、鎌田
	砧 あんしんすこやかセンター	砧5-8-18	3416-3217	3416-3250	岡本、大蔵、砧、砧公園
烏 山	上北沢 あんしんすこやかセンター	上北沢4-32-9	3306-1511	3329-1005	上北沢、八幡山
	上祖師谷 あんしんすこやかセンター	上祖師谷2-7-6	5315-5577	3305-6333	上祖師谷、粕谷
	烏 山 あんしんすこやかセンター	南烏山6-2-19 烏山区民センター 2階	3307-1198	3300-6885	給田、南烏山、北烏山

あんしんすこやかセンターの窓口開設時間 午前8時30分～午後5時(日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く)

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

5 各種様式

(1) お薬手帳を活用した連絡カード（表・裏） 詳細は11ページ参照

※ご本人欄は未記入でもかまいません。

ふりがな				
ご本人氏名			生年月日	
要介護認定	無・有	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	障害者手帳	無・有
これまでに かかった 主な病気				
服薬中のおくすり				

■その他(家族、友人、福祉関係等)

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

**あなたを支える
医療・介護のケアチーム**

かかっている医療機関や利用している介護サービス等の情報をまとめておくことで、あなたに必要なケアをどこが提供しているかすぐに分かり、適切な医療や介護につながります。日ごろ利用している医療・介護の情報や、あなたが信頼している方の連絡先を記入しておくとう便利です。

ご本人同意欄 (☐ にチェック ☒ を入れてください。)

☐ このカードの利用方法について説明を受けました。必要な場合は、ここに記載されている情報を、医療・介護等関係者間で共有することに同意します。

■薬局

名称	
電話番号	担当者名
備考	

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

名称	あんしんすこやかセンター
電話番号	担当者名
備考	

■ケアマネジャー

名称	
電話番号	担当者名
備考	

【 記入する情報 】

- 薬局 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)
- ケアマネジャー ●介護事業所(利用している介護サービスの情報)
- 医療機関(かかりつけ医 かかりつけ歯科医 病院等の情報)
- その他(利用している福祉サービス、家族、友人、日常の活動場所等の情報)

■医療機関・介護事業所等

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

名 称	診療科目・サービス内容等
電話番号	担当者名
備考	

(2) 熱中症予防シート（裏） 詳細は9ページ参照

記入年	令和	年
緊急連絡先	氏名:	
	関係:	
	TEL:	
かかりつけ 病院	病院名:	
	担当医:	
	TEL:	
メモ: もしもの時に気になることをご記入ください。(ペットのこと、お薬のことなど)		

————— <緊急連絡先の記載方法と使い方> —————

- もしもの時の連絡先を記入します。
もしもの時の事をご親族やご友人と相談しておくことが大切です。
- かかりつけ病院を記載します。
運ばれた病院が、持病や服用しているお薬について知ること、治療に役立ちます。
- 連絡先や病院が変わったときは、修正しましょう。

<下記に該当する「緊急時安心ツール」があれば、チェックしてください>

- ☐ 「安心(あんしん)カード」が冷蔵庫の中にあります。
- ☐ 「いのち(命)のボタン」が冷蔵庫の中にあります。
- ☐ 「支援カードが」~~~~~にあります。
- ☐ かえるカードが財布に入っています。
- ☐ 見守りあんしんシートが冷蔵庫扉に貼ってあります。
- ☐ 緊急あんしんカードが冷蔵庫扉に貼ってあります。

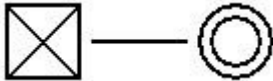
(3) 緊急時安心ツール（【例】命のバトン 表）詳細は9・10ページ参照

命のバトン		記入日 年 月 日	第1回 更新日 年 月 日	第2回 更新日 年 月 日
氏名 _____ 性別 男 ・ 女 _____ 住所 世田谷区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____ _____ マンション名 _____ 号室 _____ 電話番号 03 (_____) _____ 血液型 A ・ B ・ O ・ AB 型 ・ 不明 _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成 _____ 年（西暦 _____ 年） _____ 月 _____ 日生 _____ 満 _____ 歳 _____ 世帯の状況 ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・ひとり親世帯・その他 _____				
身体状況 【現病歴（身体疾患含む）】 ・脳梗塞 _____ ・脳出血 _____ ・糖尿病 _____ ・高血圧 _____ ・心臓病（ペースメーカー _____ ・その他 _____） かかりつけ医（現在治療を受けている医療機関） ①医療機関名 _____ 診療科 _____ 診察券番号 _____ 電話番号 _____ ②医療機関名 _____ 診療科 _____ 診察券番号 _____ 電話番号 _____ 【既往歴（身体疾患含む）】 ・脳梗塞 _____ ・脳出血 _____ ・糖尿病 _____ ・高血圧 _____ ・心臓病（ペースメーカー _____ ・その他 _____）				

(4) 緊急時安心ツール (【例】 命のバトン 裏) 詳細は9・10ページ参照

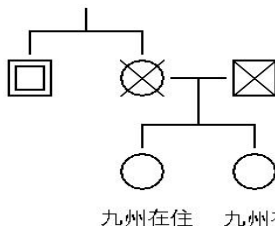
緊急連絡先 ※すぐに駆けつけられる方から順にご記入ください。	
①氏名	続柄
住所	
連絡先	
②氏名	続柄
住所	
連絡先	
その他連絡先	
【介護状況】 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 介護保険利用なし	
【ケアマネージャー等連絡先】 名称	
住所	
連絡先	
【障害等級など】 身体 ・ 知的 ・ 精神 級	
【ケアマネージャー等連絡先】 名称	
住所	
連絡先	
【普段の生活状況 (例：車椅子を利用、杖を使用など)】	
※内容に変更があった際には、各自で情報の更新をお願いいたします。	
※記載されている個人情報は、緊急時及び救急時に活用してください。	
※記入内容の漏えい及び紛失等により損害が生じた場合においても、 地区社会福祉協議会では責任を負いかねますので、予めご了承ください。	
署名	

6 事例集

事例 1							
名前	A さん	性別・年齢	女・86	病名	アルツハイマー型認知症	介護度	要介護 3
事例テーマ	成年後見人による医療に関する意思決定支援及び入院時手続き対応事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
・在宅独居。夫は3年前に死亡。子どもはおらず、もともと兄弟姉妹はいない。その他連絡の付く親族はいない。認知症による判断能力低下のため半年前より後見人が就任。訪問介護、訪問看護、配食サービスを利用。デイサービスは利用拒否。 ・朝、牛乳配達のため瓶を取ろうとして自宅前で転倒し頭部及び大腿部を強打。30分後に訪問したヘルパーが自宅前で発見し救急搬送要請。A 病院へ搬送。意識はあり脳に異常は無かったが大腿骨骨折のため入院となった。							
関係図							
		ケアマネー——本人——後見人					

事例 2							
名前	B さん	性別・年齢	女・82	病名	左脛骨近位 端粉碎骨折	介護度	要介護 4
事例テーマ	生活困窮を発見し公的扶助となった事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
・独居、自宅にて転倒し左脛骨近位端粉碎骨折。手術を経てリハビリを開始するも自主性なかなか見られず困難。認知機能の低下は著名。 ・都内に住む 70 代の弟に連絡をとるが不通。 ・担当ケアマネジャーも入院期間長期化により契約解除、本人に関する情報は不明とのこと。 ・退院支援を進められずにいたがある日突然弟が来院し、滞留していた 3 か月分の医療費を支払われる。							
関係図							
		ケアマネ 本人 — 弟 (契約解除) 生保CW					
課題となること							
① 入院費の支払い方法について ② 自宅の引き払いについて							
支援の方法							
① 弟：「自分は生活保護を受けていて困窮している。姉も今回の医療費の支払いで全財産なくなった。」とのこと。本人の生活保護を受けることの同意を得て、申請。入院中の保護申請のため、弟に必要書類など説明し協力を依頼する。 ② 入院中に介護認定を受け、要介護 4。独居継続は難しいので施設入所を目標に退院調整を行う。自宅は引き払う必要があるため、担当ケースワーカーと連携し、本人に必要なもの、不要なものを確認して自宅整理に至った。							
※事例のポイント（今後の課題）							
生活保護は遡っての適用ができないため一刻も早く申請する必要があった。しかし本人の認知機能低下、かつ家族と連絡がとれない期間が長く続いてしまい、医療費 3 か月間分は生保適用外。生活保護受給者の家族にとって大打撃となり、精神面に不安をきたす事態となった。今後は早い段階で家族の連絡先だけでなく経済面の確認を行っていく必要があるが、役所に問い合わせを行っても年金金額は基礎番号がわからないと照会できないなど、緊急入院で着の身着のままの患者にとってのハードルが高いことを痛感する。 コロナ禍のため一時帰宅もできず、本人立ち合いなしのまま自宅整理を行った。自宅内の写真を撮って本人が確認するなど本人が一番納得される形を考えていきたい。							

事例 3							
名前	C さん	性別・年齢	男・76	病名	脳梗塞	介護度	未申請
事例テーマ	突然倒れ病院に救急搬送された単身高齢者で、キーパーソンとなる親族がいなく、入院費の支払いや退院後の施設入所などの支援が必要な事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
外出中に脳梗塞を発症し、救急搬送される。高次脳機能障害で、銀行の暗証番号を思い出せず、現金引き出しができない。医師の見立てでは判断能力が「後見」相当とのこと。キーパーソンとなる支援者がおらず、退院、転院等の手続きがこのままではできないとのことで、病院のソーシャルワーカーから区に相談が入った。							
関係図							
弟（関わり拒否） 知人＝本人／妻（音信不通） 息子（連絡不通）							
印象となるエピソード							
・成年後見の手続きを進める関係で、書類確認のため本人から同意を得て自宅の鍵を預かったが、本人宅はいわゆるごみ屋敷であった。 ・親族は全て疎遠だが、交友関係は逆に良好のようで、入院期間中に知人が何人もお見舞いに来られていた。 ・本人は高次脳機能障害で、銀行の暗証番号を思い出せず、現金引き出しができない。							
課題となること							
①緊急連絡先や医療行為に関する意思決定の方法 ②転院先の契約手続き ③転院先・現在入院中の費用支払い							
支援の方法							
①区で戸籍調査を実施し判明した親族へ連絡を行うが、支援可能な者はいなかった。（妻は海外転出で音信不通。息子も連絡不通。弟は連絡が付くものの関わり拒否。姉は幼少期に養子縁組をしており面識なし。） ②今後の転院手続きを支援する親族がいなかったため、早急に成年後見人の選任が必要。連絡のついた弟へ申立てを打診したが、関わり自体を拒否。区長申立てにより成年後見人の選任を行うこととなった。申立てを行うにあたり、本人同意の上、自宅鍵を預かり財産状況を確認。通帳から年金収入や預貯金額等の情報を把握。当面の入院費は支払い可能であることを確認。入院中の病院には申立てに必要な診断書の作成を依頼した。 ③転院先候補となっている病院に対しては、成年後見制度を申立てていく予定であることを説明。支払い等については後見人就任まで待ってもらうよう伝え、転院受け入れとなった。							

事例 4							
名前	D さん	性別・年齢	男・97	病名	アルツハイマ ー型認知症	介護度	要介護 3
事例テーマ	本人死亡後の対応事例(成年後見人がいるケース)						
事例の概要(相談に至る経緯)							
・10 年前から有料老人ホームに入所中。この数日食事がほとんど摂れておらず、看取り対応の検討が必要な時期に来ている。成年後見人が就いており、今後の対応について施設相談員から成年後見人に相談が入った。 ・親族は九州に住む姪が2名のみ。 ・本人は簡単な会話や意思表示は可能。							
関係図							
 九州在住 九州在住							
課題となること							
① 看取り対応に関する意思確認の方法 ② 死後の対応(遺体の引き取り、葬儀、施設内荷物の引き払い等)							
支援の方法							
① 本人に対して担当医から看取り対応の説明。(施設相談員、成年後見人同席) 本人からは「このまま、ここの施設で最後を迎えたい」との発言。看取り同意書に、成年後見人が本人署名の代筆を行った。 ② 本人死後の対応については、後見人から九州在住の姪2名に確認。コロナ感染状況を考えると上京は難しく葬儀対応は後見人をお願いしたいとの返答。家庭裁判所の許可を得た上で、あくまで火葬のみの対応になることを説明。なお、ご遺骨については、姪が引き取り、九州の墓に納骨することで確認(ご遺骨は郵送する)。 施設内の残置物処分については、姪の同意のもと、施設側で処分してもらうこととなった。(処分費用は最後の施設利用料と併せて口座引き落とし)							
※事例のポイント							
①原則として、本人が死亡した場合は成年後見人等の業務は終了となりますが、必要があるときは、相続人の意思に反することが明らかな場合を除き、相続人が財産を管理できるまでの間、支払いが必要となっている本人の医療費等を支払うことができます。また、本人の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結やその他相続財産の保存に必要な行為は、家庭裁判所の許可を得て行うことができます。(ただし、成年後見人に限られ、保佐人・補助人・任意後見人はできません。保佐人・補助人においては民法上の応急処分や事務管理の規定を根拠にその可否を判断することになるため、まずは保佐人や補助人へ相談してみましょう。) ②成年後見人等や親族がいない場合で、本人が死亡した場合の遺体・遺品の引き取りは、市区町村が行うこととなります。							

事例 5

事例テーマ

身寄りがない人への対応課題に関する取り組み事例

課題

・身寄りがない患者への医療行為に関する意思決定や入院費の支払い、退院先の検討等

検討方法

・当初は、病院内に設置している「在宅支援委員会」で初版を作成。現在は、「身寄りなし患者への支援プロジェクトチーム」が改訂版を作成。マニュアルは、ほぼ1年ごとに内容を見直し、改訂版を作成（現在も改訂中）

マニュアルについて

マニュアルの構成は次のとおり

1 はじめに

・用語の定義、マニュアルの目的

2 身寄りなし患者の抽出

- ①病棟・医事課・相談担当室における確認事項
- ②対応記録の記載について

3 身寄りなし患者（又はその可能性が高い場合）の対応

4 家族の協力が不在（又は協力状況が不明の）場合の対応

5 行政の介入依頼について

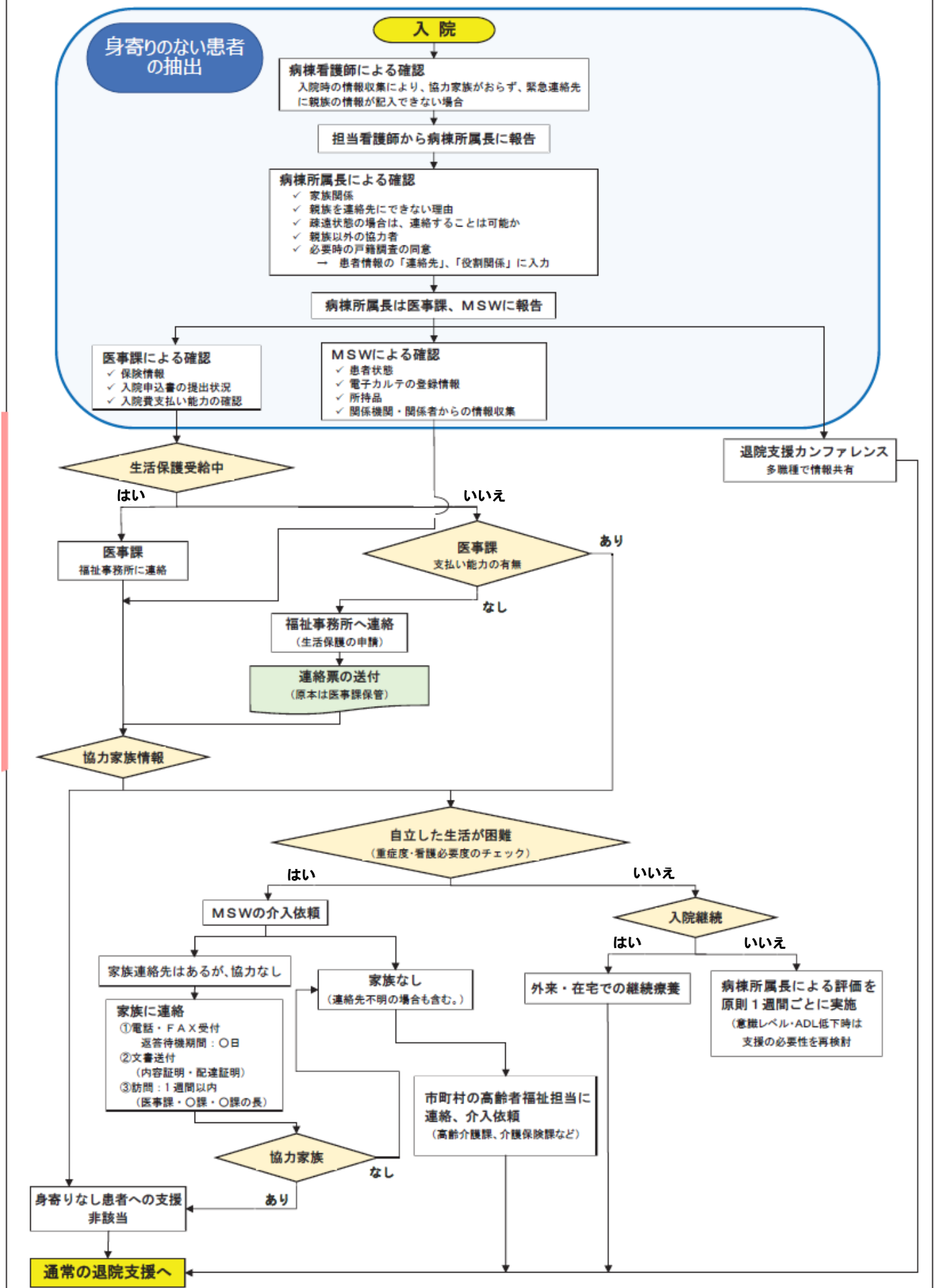
6 死亡時の対応

- ①救急搬送のまま死亡又は事前準備ができていない場合
- ②入院中の場合（事前準備、死亡後の連絡）

7 入院から退院までのフローチャート（45ページ参照）

8 患者死亡時の対応フロー（46ページ参照）

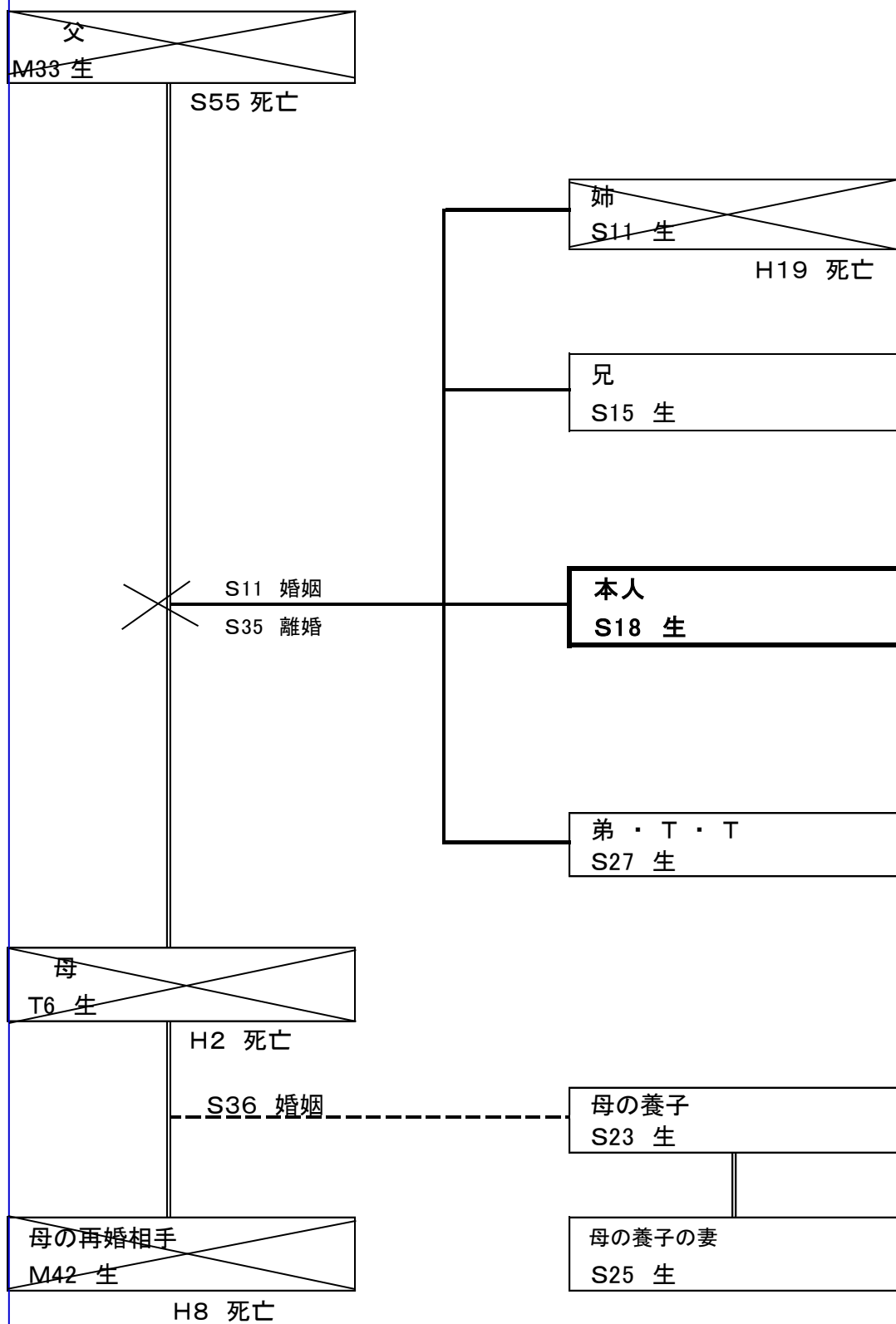
身寄りのない患者への支援マニュアル フローチャート

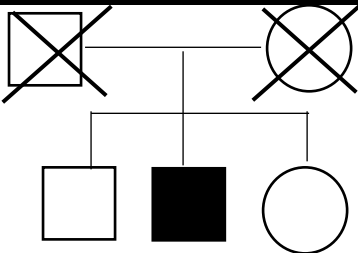


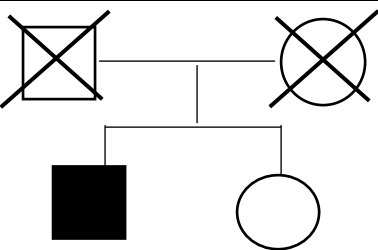


事例 6							
名前	E さん	性別・年齢	女性・73 歳	病名	慢性腎不全 脳梗塞	介護度	要介護 5
事例テーマ	★病院から連絡があり成年後見に結びついたケース★ 認知症のある兄との二人暮らしの高齢者。病院からの相談で成年後見人の選任につながった事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
兄と二人暮らし。慢性腎不全で週 3 回透析を行っていたが身辺は自立していた。脳梗塞で自宅にて倒れ、兄が 119 番通報し救急車で救急搬送され T 病院に入院となった。入院後、介護保険の新規申請を行い要介護 5 の認定を受ける。A D L が大幅に低下し寝たきりとなり、また経管栄養等の新たな医療処置も必要となり療養型の S 病院に転院する。 転院後、S 病院の M S W から保健福祉課地域支援担当に「兄が本人の支援を行っているが、入院費の支払いや医療費助成の手続きが滞り困っている」との連絡が入り、C W が介入する事になる。							
関係図							
印象となるエピソード							
S 病院の M S W の話しでは、兄は頑固でまたプライドが高く、なかなか他者の支援を受け入れる事が難しい。気に入らないと看護師を怒鳴る行為もみられるとの事。							
見立て							
本人・M S W と面接。脳梗塞後遺症による認知機能の低下が著しく進行しており、「後見相当」であるとの診断を受ける。 その後、C W が兄と面接。認知機能の低下がみられ、書類管理・医療費助成等の事務手続きが困難な状況である事が判明した。また、兄の話しでは弟と異父兄弟がいるが、長らく音信不通である事も判明した。 兄以外頼れる親族がおらず、その兄は書類管理が困難な状況であり、本人に成年後見の申立てが必須である状況であった。							
課題となること							
兄は医療同意等の支援は可能な状況であるが、認知機能の低下もみられ、金銭管理や医療費助成の手続きの支援を行うまでは難しい。本人も認知機能の低下が著しく、成年後見の申立てが必要な状況であるが、兄や弟、異父兄弟に後見の申立てを説得する必要がある。また、成年後見人が選任されるまでは、兄のサポートを行い入院費等の支払いや書類の手続きについて支障を来さぬ様支援をしていく必要がある。							
支援の方法							
C W が兄を説得し、兄の親族申立ての形式で成年後見の申立てにつなげる事になった。また兄の認知機能の低下も著しく、また高齢である事もあり区役所で親族調査を行い、弟・異父兄弟が支援可能な状況であるか確認する事になった。 合わせて兄の認知機能の低下の進行もみられるため、あんしんすこやかセンターと共に在宅生活を支援する事になる。							
支援後の現状について							
C W が定期的に訪問し兄を説得する。半年後、兄が成年後見の申立てに同意をして兄が申立人という形で、成年後見の申立てを行い司法書士が後見人に選任される。その後は入院費の支払いや医療費助成の手続きに関して後見人が行い、事務手続きに支障が出なくなる。弟と異父兄弟とは連絡を試みるが返信はなかった。 兄にも認知機能の低下がみられ、権利擁護事業の利用を進めるが、兄自身の金銭や書類管理サービスの利用は拒否した為、引き続きあんすこ・C W が定期的に訪問し、見守りを継続する事になる。また、毎日 S 病院に兄が面会に出向いている事から、S 病院の職員にも見守りを依頼し、両方で支援する形になった。							

親族関係図



事例 7							
名前	F さん	性別・年齢	女性・82 歳	病名	脳梗塞	介護度	要介護 5
事例テーマ	★死後介護事業所等から苦情があがったケース★ 成年後見申立ての支援を行っていた途中に亡くなり、介護サービス費等の支払いが困難となり、事業所より苦情があがった事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
民間アパートで一人暮らし。要介護 1 の認定を受け介護保険サービスを利用しながら在宅生活を送っていた。本人には兄と妹が居たが、以前より折り合いが悪く没交渉であった。本人金銭や書類管理については権利擁護事業の利用を拒否し、自身で行っていた。訪問介護の訪問時間に本人の応答がなく、１１０番通報し警察が入室していたところベッド付近に倒れており区内の病院に救急搬送される。検査の結果、脳梗塞との診断。意識もない状況で病院から成年後見の申立ての相談の電話が入る。 本人は年金収入のみで年金の支給額は生活保護基準以下だが、まだ預貯金が 50 万円程度あり生活保護には該当しない。							
関係図							
							
印象となるエピソード							
10 年前に入院した際に、兄・妹に連絡したが緊急連絡先等の登録を拒否された。							
見立て							
本人・病院のMSWと面接。脳梗塞後遺症による認知機能の低下が著しく進行しており、「後見相当」とあるとの診断を受ける。本人に成年後見の申立てが必須である状況であった。							
課題となること							
兄・妹が居る事から区役所で親族調査を行う。ただ、元々折り合いが悪いとの事で支援は困難と思われる。支援が困難な状況であれば区長申立てによる成年後見の申立てを行うが、本人は意識もはっきりせず、病状も思わしくなく後見人が選任される前に亡くなる可能性がある。							
支援の方法							
親族調査を行い、兄・妹との連絡を試みる。もし親族が支援を拒否するようであれば、区長申立てによる成年後見の申立ての支援を行う。また、今後療養型の病院に転院する可能性もある事から介護保険の区分変更申請を行う							
その後の経過と苦情について							
兄・妹と連絡がつくが、関りを拒否した為、区長申立てによる成年後見の申立てを進めたが、申立て前に本人が亡くなる。病院の入院費は入院時に所持していた金銭で清算をする。兄・妹が関係を拒否していた為、生活福祉課が墓地埋葬法に基づき葬儀・埋葬を行う。だが、本人の資産も少なく財産管理人の申立ては行わなかった。 その後、介護保険事業所や利用していた配食サービス事業所より「本人のサービス利用料を手渡しで清算していたが、本人が亡くなり徴収できずにいる。区で葬儀等の支援をしたと聞いているが、未払い分の徴収は可能か？」との問い合わせが入る。墓地埋葬法では、未納分の徴収が出来ない旨を伝え、後は相続人に請求する方法がある事を伝える。事業所は「そんな面倒な事は出来ない。なぜ区で動いてくれないのか」と不満な様子であった。 また、借りていたアパートの大家からも「家を片付けたいがどうしたら良いか？」との相談が入るが、こちらも区では対応できない旨を伝える。							

事例 8							
名前	G さん	性別・年齢	男性 75 歳	病名	盲腸癌	介護度	要介護 1
事例テーマ	入院・入所中の身元保証がない方で、近いうちに死亡する可能性が高くなったため、病院や施設から、死亡時の対応を確認された事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
分譲マンションに独居。ゴミ屋敷状態で数年前からあんしんすこやかセンターが見守りを続けていた。マンション敷地内で動けなくなっていたところ緊急搬送され、入院中にさらに容態悪化。死亡時期が近いと判断した病院から、身元引受人と入院費の支払いについて保健福祉課に連絡が入った。病院が把握していた親族は本人の妹のみで、病院から妹に連絡するも不通だった。							
関係図							
 あんしんすこやかセンター ケアマネ 本人 妹 千葉在住 ※本人との関わり拒否							
印象となるエピソード							
退院後の在宅生活に向け、ケアマネとの契約も済ませた矢先の容態悪化であった。							
見立て							
保健福祉課及びあんしんすこやかセンターが把握していた妹の電話番号に架電するも「現在使われておりません」と連絡不可能な状態であった。また、以前より妹は本人との関わりを拒否していたことから、妹以外の親族を見つけるために、本籍地へ戸籍記録事項証明書等の交付請求を行った。ただし、回答までに時間がかかることや親族が見つからないことも予想されたため、同時進行で生活福祉課に相談した。							
課題となること							
入院費等の支払い ※本人からの指示で、区、あんすこ、ケアマネで本人宅に財布を取りに行ったものの、十分な額の現金を見つけられず、病院への支払いが滞っている状態。							
支援の方法							
本人死亡時の対応について、病院と生活福祉課で事前に調整をしていただいた。							

事例 9							
名前	H さん	性別・年齢	男・70 歳	病名	認知症	介護度	要介護 3
事例テーマ	■親族を発見できなかった例■ 突然倒れ病院に運び込まれた単身高齢者で、身分を確認できるものはなく、緊急連絡先がわからない事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
路上でふらついていたところを 110 番通報され、警察が病院へ連れていき受診。軽度熱中症の診断で入院にはならないが、見当識障害あり、区へ保護の申請あり。所持金 210 円、健康保険証もなく同日付で生活保護となる。生活支援課で受け入れ先を探したが確保できず、保健福祉課でも施設を探した。受け入れ可能な施設が無く、「施設 Z」利用を相談し受け入れ可能となった。その後、介護保険新規申請。							
関係図							
詳細不明	本人は自身の氏名を「H」と答える。所持品に平成 22 年に失効している H 名義の免許証、司法書士会員証のほか、別名義のキャッシュカードを所持。住所は山形県の様子。警察より、群馬県にいる本人の娘に電話したが、関係ないと言われ、以降電話に出なくなった、と情報提供あり。本人は、妻と娘の現在の所在などは知らない様子だった。						
印象となるエピソード							
本人は自発的な発語、行動が少なく、質問に対して単語や頷きで答えるのみで、状況把握が困難だった。ADL は自身でトイレに行ける程度はあるが、トイレに行かず失禁してシーツや廊下を汚染していた。声掛けなしに食事や入浴などの行動をしないが、外に出て帰ろうと試みることはあった。しかし理由を聞いても何も答えない。							
見立て							
本人には過去に小さな脳出血をした様子がいくつか見られ、脳梗塞も見られたが、自発的な行動や発言が見られない原因ではない様子。全体としては大きな問題は見られず。ADL はほぼ自立であったが意思疎通の困難さ、食事などの行動を自発的に行わないことなどから介護の手間が多く、養護老人ホームなどは対応困難。生活保護のもと有料老人ホーム入所を目指す。							
課題となること							
本人は現在地保護で生保となったが、本人の見守りを要する状態から、生活支援課での施設探しが難航、現在地保護のほとんどを依頼している病院も、コロナで病棟閉鎖されていた。本人状況から、利用期間が短い緊急一時宿泊では対応できなかった。また、医療同意が必要だった場合、同意できる人物がいなかった。							
支援の方法							
生活支援課、保健福祉課で施設探しを行ったが見つからず、「施設 Z」利用で対応。本人は介護が必要な状況であったため、本人の介護保険資格取得手続きののち、介護保険新規申請。その結果をもとに生活支援課で有料老人ホームなどの施設を検討。入所まで「施設 Z」で対応してもらうこととなった。結果、3 か月半の「施設 Z」利用後、茨城県の有料老人ホームへ入所。							

事例 10						
名前	I さん	性別・年齢	男性・81 歳	病名	統合失調症	介護度 要介護 3
事例テーマ	★親族を発見できた例★ 入院に際して身元保証人が必要で、親族と連絡が取れた事例					
事例の概要（相談に至る経緯）						
本人は統合失調症に罹患しており、当初医療保護入院で精神科病院に搬送されていた。本人は、病院や区が親族と連絡を取ることを強く拒否しており、親族調査を進めていたが身元保証人となる親族が見つからないまま療養型病院へ転院した。療養型病院入院に際して、医療行為に係る親族の同意を含めた身元保証人の指定を求められた。						
関係図						
<pre>graph LR; I((I)) --- CM((CM)); CM --- Friend((知人));</pre>						
印象となるエピソード						
統合失調症のために失禁や大声で叫ぶなどがあり、短期記憶も乏しく、本人の判断能力について後見との類型が出た。本人は「親族はいない」と訴え、知人の支援を受けて日常生活をなんとか送っていた。他に情報が得られず、身元保証人を指定できなかった。						
見立て						
親族調査を行い、親族が見つかった。以前の本人は親族の認識がなかったが、調査を行い親族が見つかったことをお伝えし、病院から身元保証人を求められている旨も併せて再度説明すると、本人は親族と連絡を取ることに了承された。親族（兄）と連絡を取り、緊急連絡先となること、医療同意を行うことについては了承されたが、支払い等の金銭に関わることは行わないとの意思を確認した。また兄は、成年後見申し立てはできないが、区が手続きすることには同意された。						
課題となること						
緊急連絡先や医療同意の点において身元保証人となることについて兄は了承されたが、入院費支払い等の金銭管理については行わない意向のため、成年後見申し立てが必要である。以前入院していた病院・現在入院している病院の入院費等の支払いについては、成年後見人等が選任されるまで病院に待っていただく必要がある。						
支援の方法						
親族調査を行い、本人の意向を確認しつつ対応を検討し、診断書等を取得して速やかに区長申立てを行い成年後見人等を選任していく。						

事例 1 1							
名前	J さん	性別・年齢	男性 84 歳	病名		介護度	要介護 5
事例テーマ	★親族を発見できた例★ 持病があるひとり暮らし高齢者（緊急時安心ツール利用者）で、身近に親族がおらず、緊急連絡先がわからなかった事例						
事例の概要（相談に至る経緯）							
新聞社からあんしんすこやかセンターへ「3 日前から新聞が溜まっている」と連絡があったため、警察、消防へ通報し自宅内を確認すると倒れている本人を発見。 救急搬送され病院での処置で一命は取り留めた。搬送時、誤嚥性肺炎、脱水症、急性腎不全、横紋筋融解症、廃用性症候群、褥瘡がある状態であった。本人は全身状態の悪化、認知機能の低下のため、意思疎通が困難となった。 区のひとり暮らし調査で妹の連絡先を把握していたため連絡をとるが、高齢であり緊急連絡先等の対応は難しいと返答。妹の娘が対応することになり病院とやりとりしていたが、しばらくすると音信不通になった。 病院より保健福祉課に、他に親族がいなか連絡が入った。							
関係図							
見立て							
本人の所持品からは親族の情報は得られず、区やあんしんすこやかセンターで確認するが、わかるのは妹の連絡先のみ。本人より「息子がいる」と話しがあったため、保健福祉課にて戸籍調査をしたところ、離婚した妻との間に息子がいることがわかった。息子へ手紙を送り本人の状態を伝えたところ、息子より保健福祉課に連絡が入った。息子は本人とは3、4 年前に会ったのが最後で以降は年賀状のやり取り程度。「本人のことはよくわからないが、対応できる親族がいないのであればできることはやります。」と。							
課題となること							
病院の緊急連絡先、医療同意等の身元保証人は息子が引き受けてくれたが、入院費の支払いやその他本人の今後の身上監護は難しいため、成年後見人をつける必要がある。 成年後見人が選任されるまで入院費の支払いを待っていただく必要がある。							
支援の方法							
成年後見申立ての必要性を息子に伝え、申立人は息子で保健福祉課は申立書類作成の支援をする。本人の経済状況確認のため、息子と一緒に本人宅を訪問し通帳等を確認する。成年後見人が選任された後、成年後見人への引き継ぎについて息子の支援をする。							

7 対応別の支援事例

身寄りのない高齢者の入院、入所に係る支援の取組事例について、まとめておりますので、業務運営の参考としていただければ幸いです。

(1) 緊急連絡先に関すること

- ① 病院が、入院時に調査票を作成して、緊急時の対応者、対応方法等を把握している。

■「入院時間診票」を作成している例

【入院時間診票の概要】

- ◇作成時期：入院時
- ◇対象者：全入院患者
- ◇作成方法：入院時に、看護師が患者から聞き取り、カルテに掲載し、関係者に共有している。
- ◇聴取事項：病気や命に対する考え方、最も頼りにしている方、入院中の緊急連絡先 など
- ◇その他：緊急連絡先については、死亡時の引取り等を含め、事前に対応者が決まっていれば親族である必要はなく、実際に、葬儀会社と契約済みの患者が、当該葬儀会社を緊急連絡先とし、死亡時に引取りに来てもらったことがある。

- ② 緊急時の対応者、対応方法等について、行政や福祉サービス担当者と連携している。

■病院が、ケアマネジャーや生活支援課の担当者に今までの生活について確認している例

- ◇ 本人のことを理解するため、ケアマネジャーや生活支援課の担当者に連絡を取り、どのような人物であるのか、今までどのような暮らしをしていたのか、かかわりがあった人がいないかを確認している。
また、ケアマネジャーは介護サービス利用時に身寄りを把握しているため、合わせて確認している。
- ◇ ケアマネジャー、訪問看護の担当看護師・主治医に連絡を取り、今までの状況を把握する。ケアマネジャーは、家族関係を把握していることが多く、また、医師等には医療的なことを確認する。

■病院が、市区町村に介入の有無を照会している例

- ◇ 救急車で搬送され、本人が意思表示できない場合は、どこから搬送されたかで住所が推測できるため、居住地と思われる区役所等の担当課に連絡し、行政等の介入の有無を確認する。
- ◇ 本人が意思表示できず、介護サービス等の利用状況が不明な場合は、市区町村の高齢者支援担当課に担当ケアマネジャーがいるか照会する。いない場合は、民生委員とのかかわりがないかを同課に確認し、民生委員から話を聞いている。

■病院が、生活保護受給者の緊急時対応について事前に市町村に相談している例

- ◇ 本人が生活保護を受給している場合は、死亡時の対応方法（葬儀会社の手配等）について、事前に生活支援課と相談している。

(2) 入院費・施設利用料等に関すること

① 病院が、入院時に保証金を要請している。

■未収金への対策のため保証金を要請している例

- ◇ 身元保証人がいない場合は、保証金を求めている（50,000円）退院時、入院費が支払えない場合は、本人の了承を得た上で、保証金から支払っている。また、死亡退院時、相続人が不在の場合も同様である。

■入院時に保証金を要請することで、経済状況を確認している例

- ◇ 身元保証人の有無にかかわらず、入院手続きの際に保証金を求めており（20,000～100,000円）、退院時に入院費が支払えない場合は、保証金から支払っている。

入院時に保証金を求めることで、あらかじめ経済状況を確認することができ、保証金の預け入れが難しい場合は、生活保護や限度額適用認定証の申請の案内につなげている。

② 病院が、入院費の支払が困難な患者に個別に対応している例

■預貯金があるにもかかわらず引き出せない場合はその原因を解消している例

◇ 預貯金がある場合は、引き出せない原因（キャッシュカードが見つからない等）を解消する。

本人の了承を得て、複数の病院職員で自宅に行き、キャッシュカード、通帳、銀行印を探した事例があった。

■預貯金がある場合は、院内のＡＴＭで現金を準備してもらっている例

◇ 入院費の支払いが困難であることが判明した場合は、生活保護の申請を検討し、生活保護が受給できない場合は、退院時に分割払いの手続きを行う。

本人に預貯金がある場合は、院内にＡＴＭがあるため、急な支払いに対応できるように、必要に応じて現金を用意してもらう（患者の状況に応じて、車いすで介助するなどの支援を行う。）。

■院内にＡＴＭを設置していない、支払い支援が得られない場合の例

◇ 屋外リハビリの一環として、近所のコンビニまでＰＴやＭＳＷが同行し、預貯金引き出しの支援を行う

（３） 退院・退所支援に関すること

① 病院・施設間の転院・転所に当たっての引継ぎを円滑化している。

■区が、病院・施設と連携して、カンファレンスを行っている例

◇ 区のケースワーカー、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、ケアマネジャー、病院や施設の担当者等が集まってカンファレンスを実施。その際にどの機関が集まり、誰が中心的な役割を果たすかは、対象者のケースに応じてその都度決定している。

■（病院）施設担当者等と合同で退院前カンファレンスを行っている例

◇【病院→施設】

退院前合同カンファレンスを開催し、退院後の留意点などについて話し合っている。この時、退院後の主治医の確認を行い、当院が主治医となる場合には、再入院は必ず受け入れることとしている。また、身寄りのない方の場合にはこれと合わせて、以下の方法を取っている。

- ①市区町村と相談の上、成年後見人を選任してもらう。
- ②社会福祉協議会の支援が受けられるよう手配する。
- ③民間の保証会社等に支援を依頼する。

◇【施設→病院】

施設管理者や担当相談員を確認し、入院前の生活がわかる書類（施設サマリー等）の提示を依頼している。このほかに、家族関係や過去の就労の状況についての情報も可能な限り入手し、併せて、施設へ退院する際の条件等を確認しておく。

◇【病院→施設】

施設によっては、実地調査に来る場合があるが、自宅で生活できるか、地域のサポートがどの程度得られるか、本人も交えて、関係者でカンファレンスを行っている。

◇【施設→病院】

施設側から提供される情報のうち、本人の容態や施設での生活状況以外で提供してもらえると助かる情報は、今後の医療や死後の対応への本人意思に関する情報と、施設に入所した際の状況や経緯に関する情報である。仮に入所時当時と現在の状況が異なったとしても、関わっていた方の情報等市腰でも把握したいと考えている。

■（病院）施設入所の際、容体急変時の対応を明確に伝えている例

- ◇ 施設に対し、身寄りのない方の受入れをお願いする場合には、入所後、容体が悪化・急変した際の対応（搬送するのか、そのまま看取りとするか）を明確に伝え、このほか、今後の治療方針やその他病院で確認している情報、特に家族関係・親族関係の状況を可能な限り伝えている。

■（病院）施設入所の際、過去の対応を参考に情報を提供している例

◇ 施設への入所の場合、以下の対応等を取りながら受入れをお願いしている。

- ①過去、当院で身寄りのない方が死亡した場合の対応例を示す。
- ②本人に協力者がいる場合はそのことを積極的に伝える。
- ③当院での対応や支援内容をまとめたサマリーを提供する。

② 自宅への退院を支援するために、病院が外部機関等と連携している。

■関係者とのカンファレンスの実施により、退院後の連携が取りやすいとしている例

◇ 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー、社会福祉士など）相談支援事業所、市区町村職員（福祉担当課、障害福祉担当課等）など、対象となる患者に合わせて関係する機関に、カンファレンスに参加してもらっている。（継続的な介入の場合と新規にかかわってもらい参加してもらう場合がある。）

当院の診療科の医師や認定看護師、入退院支援課看護師、MSWと、地域包括支援センターのケアマネジャーや訪問看護ステーション、調剤薬局等とでWEBにより月1回、意見交換会を開催している。

現状の問題や課題、退院後に予測される問題等を共有することにより、多様な疾患・症状により入院加療となった患者が、退院した後も地域において安心して継続的な支援を受けながら療養できる環境の調整や、よりスムーズな福祉・障害サービスの利用につながっていると考えている。

◇ 入院前の自宅での生活に関わっていたケアマネジャーや生活保護のケースワーカーに対して、カンファレンスへの同席を依頼しているが、これらの方々との情報共有は、退院後のプラン検討に効果的である。

■地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、介護支援事業所等と情報を共有している例

- ◇ 本人にどのような課題があって、どのような意向を持っているのか、また、どのような制度を利用できるのかについて、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）や居宅介護支援事業所、訪問診療の医療機関、訪問看護ステーション、福祉用具等の各種事業所等に連絡し、これらの担当者と退院前カンファレンスを実施するなどして、情報を共有している。
- ◇ 新規のケアマネジャーを選定の上、必要な介護サービスを検討し、関係事業者と支援に係る情報の共有や支援活動を行っている。ケアマネジャー選定の際は、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の協力を得ることもある。

（４） 入院計画書やケアプランに関すること

- ① 病院・施設が、市区町村・福祉事務所・地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）等に協力を依頼している。

■病院が、関係者に声掛けし、合同カンファレンスを行っている例

- ◇ 情報共有を目的に、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、ケアマネジャー、施設職員（施設からの入院の場合）等に声掛けし、カンファレンスを実施。対象者の病状や人柄、生活状況、家族状況に加え、今後の医療に対する意向など、できるだけ多くの情報を収集している。

■病院が、関係者から本人の意思を推定する情報を収集している例

- ◇ 市区町村の担当者や施設の相談員等で、一定期間本人と関わりがあり、今後についての本人の意向（退院できない場合の希望、危篤時に知らせしてほしい人、死後の対応など）を聴取している場合、これら担当者から得られる情報は本人の意思を推定するよりどころとなる。
また、①さまざまな発想や視点に気づくことにつながる、②担当医の心理的な孤立を防ぐことにつながるといった利点もある。

- ② 病院・施設が、行政機関以外の関係者（ケアマネジャー、知人、友人等）に協力を依頼している。

■病院が、ケアマネジャーや施設関係者に、情報提供や説明への同席を依頼している例

◇ ケアマネジャーや訪問看護等の在宅サービス提供者が、入院前の本人との関わりの中で本人の意向を確認しているケースや、施設入所者の場合、施設入所前に治療や延命について、本人の希望を確認しているケースでは、これらの方々から情報を収集している。

また、本人一人での手続きや判断が難しいケースでは、当院のソーシャルワーカーからケアマネジャーや施設の職員等に依頼し、本人への説明・入院手続きの場に同席してもらう。

（５） 入院・入所中に必要な物品の準備に関すること 病院における入院中に必要な物品の準備に関する対応

■入院セットなどのレンタルサービスを導入したことで病院職員の負担が軽減されたとする例

- ◇ ①入院セットのレンタル契約を行う。
②レンタルで不足する物品がある場合
 i) 院内売店の利用（本人が移動困難な場合はデリバリーの利用）
 ii) 病院職員による寄付

(6) 医療行為の同意について

入院中の医療行為について、入院時に本人の意思や希望を確認している。

■終末期医療についての基本方針を取りまとめ、延命治療について、入院時に本人の意思を確認している例

(詳細は、総務省HP「高齢者の身元保証に関する調査」をご参照ください。)

◇ 平成19年に厚生労働省が「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を取りまとめたのを契機に、終末期医療についての基本方針を病院として、取りまとめている。

その中で、患者本人の意思を尊重するため、入院時に主治医から本人又は代理人に対して、延命治療に関する方針や内容等を詳細に説明し、納得していただいた上で、別紙『延命治療行為に関する希望・意思表示「事前要望書及び同意書」』に記名いただき(複写式、病院・患者双方で保管)、方針を明らかにしておくよう規定している。

身寄りのない方を含め、本人の意識がはっきりしている場合には、本人の意思を確認する。ただし、本人が自署できない場合は相談員が代筆で対応したり、施設入所者だった場合は、施設関係者(主に施設長など)に代筆をお願いしたりするケースもある。

■入院時に本人の「病気や命に対する考え方」について聴取している例

(詳細は、総務省HP「高齢者の身元保証に関する調査」をご参照ください。)

◇ 入院時『入院時間診票』を用いて、本人の体調や病状、生活状況を合わせて、本人の「病気や命に対する考え方」を聴取している。

運用に当たっては以下の点に留意しているが、考え方を聴取することは、本人にとって、「命を見つめるきっかけ」になると考えている。

①必ずしも答えられる患者、家族ばかりではないので記載を強いることはしない。

②あくまで入院時の考え方であり、治療を決定づけるものではない。

③加賀K療法の複数回入院等、短期間で状況変化のある方の場合には再度確認が必要。

(7) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

死後の対応について、事前に市区町村と病院・施設の役割を整理している。

■病院による対応例

- ◇ 墓地埋葬法の適用を市区町村に依頼し、市区町村から指定された葬儀会社に連絡して遺体の安置をお願いしている。その後、市区町村に対して死亡診断書の文書料を請求している（必要に応じて、死亡届の届出人欄に当院の院長名を記入。）
- ◇ 生活保護を受給している身寄りのない患者については、急変の可能性が高くなった時点でケースワーカーに相談し、指示を受けている。上記以外の身寄りのない患者（行旅死亡人に当たる可能性のある患者）の場合には、急変の可能性がある時点で市区町村に情報提供し、死後の対応を依頼している。

8 関係法令

医師法や各種介護保険サービスの運営基準省令には、正当な事由なく医療や介護の提供を拒んではならない旨が規定されています。

そしてこれらの解釈として、身元保証人がいないことのみをもって「正当な事由」には該当しないとされています。

医療機関や介護施設が法違反状態に置かれないようにするためには、法令に関する共通認識を持つとともに、身元保証人が得られない場合の対応方法を整理しておくことが重要です。

(1) 医療機関の関係法令

①【医師法(昭和 23 年法律第 201 号)】

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

②【身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて（平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知）】

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事す

る医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいらないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

(2) 介護施設の関係法令

①【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）】

(提供拒否の禁止)

第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

※介護老人保健施設、介護医療院、居宅サービスを含め、各種介護保険サービスに同様の規定あり。

②【厚生労働省全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 28 年 3 月 7 日）】

(略) 介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいらないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

9 各種ガイドラインおよび報告書

- (1) 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（概要）

<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2020/pdf/PG18.pdf>

- (2) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000->

[Roukenkyoku/0000212396.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf)

- (3) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000->

[Iseikyoku/0000197721.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf)

- (4) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

- (5) 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

- (6) 高齢者の身元保証に関する調査結果報告書

第1章 https://www.soumu.go.jp/main_content/000803631.pdf

第2章 https://www.soumu.go.jp/main_content/000803633.pdf

10 策定にあたりご協力いただいた会議体等

(1) ご意見等をいただいた会議体等

- ・世田谷区地域保健福祉審議会
- ・医療連携推進協議会
- ・成年後見センター運営協議会
- ・地域包括支援センター運営協議会
- ・特別養護老人ホーム施設長会
- ・成年後見制度地域連携ネットワーク会議
- ・あんしんすこやかセンタースキルアップ会議

(2) ヒアリングにご協力いただいた団体

- ・社会福祉法人 康和会 久我山病院